

第80回国民体育大会
青森県準備委員会

第2回常任委員会



平成29年4月19日（水）
ホテル青森 3階 孔雀の間

第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会 第 2 回 常 任 委 員 会 資 料 目 次

○会次第		P. 1
○報告事項 1	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会常任委員会副委員長等の変更について	P. 2
○報告事項 2	第 8 0 回国民体育大会準備経過	P. 3
○報告事項 3	各専門委員会の審議結果について	P. 4
○報告事項 4	国民体育大会第 3 期（第 7 8 回大会～第 8 1 回大会）実施競技について	P. 5
○第 1 号議案	第 8 0 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針（案）	P. 6
○第 2 号議案	第 8 0 回国民体育大会開催準備総合計画（案）	P. 7
○第 3 号議案	第 8 0 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（案）	P. 8
○第 4 号議案	第 8 0 回国民体育大会会場地市町村第一次選定（案）	P.18
○第 5 号議案	第 8 0 回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）	P.25
○第 6 号議案	第 8 0 回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）	P.27
○第 7 号議案	第 8 0 回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）	P.28
○第 8 号議案	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程改正（案）	P.30

< 参考資料 >

○参考資料 1	第 8 0 回国民体育大会会場地市町村の選定について
○参考資料 2	第 8 0 回国民体育大会競技施設基準

< 名簿 >

○第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会常任委員会名簿

第80回国民体育大会青森県準備委員会 第2回常任委員会 次第

日時：平成29年4月19日（水）10：30～11：30

場所：ホテル青森 3階 孔雀の間

1 開 会

○あいさつ 委員長 青森県知事 三村 申吾

2 報 告

- 報告事項1 第80回国民体育大会青森県準備委員会常任委員会副委員長等の変更について
- 報告事項2 第80回国民体育大会準備経過
- 報告事項3 各専門委員会の審議結果について
- 報告事項4 国民体育大会第3期（第78回大会～第81回大会）実施競技について

3 議 事

- 第1号議案 第80回国民体育大会実施予定競技選択基本方針（案）
- 第2号議案 第80回国民体育大会開催準備総合計画（案）
- 第3号議案 第80回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（案）
- 第4号議案 第80回国民体育大会会場地市町村第一次選定（案）
- 第5号議案 第80回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）
- 第6号議案 第80回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）
- 第7号議案 第80回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）
- 第8号議案 第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程改正（案）

4 閉 会

第80回国民体育大会青森県準備委員会常任委員会副委員長等の変更について

平成28年9月1日から平成29年4月19日までの間における副委員長及び常任委員の変更については、下記のとおりである。

1 副委員長（2名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
青森県議会議長	熊谷 雄一	清水 悦郎	平成29年3月22日
青森県市長会会長	小野寺 晃彦	鹿内 博	平成28年12月5日

2 常任委員（15名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
青森県議会副議長	山谷 清文	工藤 兼光	平成29年3月22日
青森県議会総務企画危機管理委員会委員長	小桧山 吉紀	阿部 広悦	平成29年4月6日
青森県議会環境厚生委員会委員長	櫛引 ユキ子	越前 陽悦	平成29年4月6日
青森県議会農林水産委員会委員長	岡元 行人	夏堀 浩一	平成29年4月6日
青森県議会商工労働観光エネルギー委員会委員長	高橋 修一	丸井 裕	平成29年4月6日
青森県議会文教公安委員会委員長	蛭沢 正勝	森内 之保留	平成29年4月6日
青森県議会建設委員会委員長	沼尾 啓一	熊谷 雄一	平成29年4月6日
青森県健康福祉部長	菊地 公英	一戸 和成	平成29年4月1日
青森県県土整備部長	浅利 次郎	鈴木 潔	平成29年4月1日
青森県危機管理局長	工藤 純一	林 哲夫	平成29年4月1日
青森県観光国際戦略局長	秋田 佳紀	高坂 幹	平成29年4月1日
青森県エネルギー総合対策局長	大澤 隆夫	八戸 良城	平成29年4月1日
青森県市議会議長会会長	下山 文雄	吉田 淳一	平成29年4月1日
青森県高等学校体育連盟会長	花田 慎	山口 龍城	平成29年4月11日
公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長	棟方 清崇	類家 徳久	平成29年1月1日

第 8 0 回 国 民 体 育 大 会 準 備 経 過

年 月 日	内 容
平成25年 6月24日	公益財団法人青森県体育協会（以下「県体育協会」とする。）が、平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出。
平成26年 6月28日 ～平成27年 7月23日	県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全6回開催）。
8月26日	青森県国体検討懇話会の検討結果報告書について、同懇話会座長が知事及び教育長に報告。
9月10日	平成27年度第2回青森県総合教育会議において、第80回国民体育大会本大会の招致について知事と教育委員会が協議。
9月18日	平成27年9月青森県議会第283回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致について表明。
10月 9日	同上定例会において、県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
11月20日	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出。
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）。
4月 1日	県教育庁スポーツ健康課内に国体準備室を設置（5名体制）。
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催。
10月21日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催。
10月25日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回競技運営専門委員会を開催。
11月10日	第80回国民体育大会市町村担当者会議及び競技団体担当者会議を開催。
平成29年 3月28日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催。
4月 1日	国体準備室員を増員（7名体制）。

各専門委員会の審議結果について

第80回国民体育大会青森県準備委員会会則第13条第2項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

○総務企画専門委員会

[第1回]

開催日時：平成28年10月21日（金）10：30～11：30

審議事項：第80回国民体育大会開催準備総合計画（案）

第80回国民体育大会会場地市町村の選定について（案）

第80回国民体育大会競技施設基準暫定版（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

[第2回]

開催日時：平成29年3月28日（火）13：30～14：30

審議事項：第80回国民体育大会実施予定競技選択基本方針（案）

第80回国民体育大会開催準備総合計画（案）の修正

第80回国民体育大会競技施設基準暫定版の改正（案）

第80回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（案）

第80回国民体育大会会場地市町村第一次選定（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○競技運営専門委員会

[第1回]

開催日時：平成28年10月25日（火）14：00～15：00

審議事項：第80回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）

第80回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）

第80回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

国民体育大会第3期（第78回大会～第81回大会）実施競技について

（公益財団法人日本体育協会理事会決定）

1 正式競技：計41競技 【注】下記※1参照

（1）毎年実施競技：計39競技

〔本大会〕計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング（旧：山岳）、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

〔冬季大会〕計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

（2）隔年実施競技：計2競技

〔本大会〕計2競技

ボクシング、クレール射撃

〔冬季大会〕該当競技なし

2 公開競技：計7競技 【注】下記※2参照

〔本大会〕計7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

〔冬季大会〕該当競技なし

3 デモンストレーションスポーツ

上記1及び2に該当しない競技団体の競技。

なお、公益財団法人日本体育協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4 特別競技：計1競技

〔本大会〕計1競技

高等学校野球

〔冬季大会〕該当競技なし

※1 正式競技の実施区分のうち「開催地選択競技」については、第3期実施競技選定においては休止とする。

※2 公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる。

第80回国民体育大会実施予定競技選択基本方針（案）

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）における実施予定競技は、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの推進を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、公益財団法人日本体育協会が定める国民体育大会開催基準要項及び同細則に示されている競技で、公益財団法人青森県体育協会（以下「県体協」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 特別競技は、高等学校野球（硬式・軟式）とする。
- 3 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックスの7競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 4 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、県体協に加盟する競技団体又は県体協が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の競技の中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体と協議の上、実施競技を選択する。

第80回国民体育大会開催準備総合計画(案)

第2回常任委員会 第2号議案

年 度 逆 年			平成28年度(2016) (開催9年前)内々定	平成29年度(2017) (開催8年前)	平成30年度(2018) (開催7年前)	平成31年度(2019) (開催6年前)	平成32年度(2020) (開催5年前)内定	平成33年度(2021) (開催4年前)	平成34年度(2022) (開催3年前)決定	平成35年度(2023) (開催2年前)	平成36年度(2024) (開催1年前)	平成37年度(2025) (開催年)		
開催手続			開催要望書提出 (平成27年11月20日)			中央競技団体視察 県議会開催決議(H32.2)	開催申請書提出 (日体協・文科省)		日体協・文科省視察 決定書受領(会期確定)		中央競技団体視察			
準備組織等	県		国体準備室 【教育委員会内】			業務の増加・細分化に応じて段階的に組織を拡充					県行幸啓本部	大会実施本部		
			庁内連絡調整会議									警衛本部		
	市町村		市町村担当者会議			会場地市町村国体準備委員会(随時設置)			会場地市町村国体実行委員会			市町村競技会実施本部		
		競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成		競技役員等養成の推進								
県準備委員会 (実行委員会)	準備委員会組織		国体準備委員会						国民体育大会・ 全国障害者スポーツ大会 実行委員会			最終総会 解散		
			総 会											
			常任委員会											
			総務企画専門委員会 競技運営専門委員会	施設専門委員会 広報・県民運動 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 募金・協賛推進委員会	全国障害者スポーツ 大会との調整・検討							
	全体計画		開催基本方針等	開催準備総合計画 (1次)		開催基本構想策定	開催準備総合計画 (2次)		開催準備総合計画 (3次)			大会報告書		
			総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針 会場地市町村選定基準	正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)		中央競技団体視察 開催会場の決定			日体協・文科省視察			文化プログラムの実施 日程の最終調整 総合案内 総監督会議 記録本部 総合・競技別 プログラム
	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目			デモンストレーションスポーツ会場地市町村選定									
	競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング													
	文化プログラム						文化プログラム基本方針		文化プログラム実施計画・実施要項・募集					
	行幸啓関係								警衛基本方針・基本計画	警衛等実施計画、日程等調整				
		総合案内							総合案内基本方針	総合案内準備の推進				
		競技運営		競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業			記録業務基本方針		記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成	
					競技役員等編成基本方針	実施予定競技選択基本方針	公開競技実施基本方針							
	競技役員等養成基本方針				競技運営基本方針	デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技選定	リハーサル大会 開催基準要項		リハーサル大会実施本部				
	競技用具							競技用具整備基本方針	競技用具整備計画	競技用具整備の推進				
	施設	競技・式典会場		競技施設整備基本方針	競技施設基準 競技施設整備調査	競技施設整備計画			県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進					
				情報通信					情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整		情報通信本部	
		広報・ 県民運動	広 報		広報基本方針・基本計画			広報活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)					全国報道者会議 報道本部	
			県民運動			愛称、スローガン、マスコットキャラクター、イメージソング等 県民運動基本方針	県民運動基本計画		県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体の支援など)					
	宿泊・ 衛生	宿 泊			宿泊基礎調査 宿泊基本方針	宿泊関連施設基礎調査 宿泊基本計画		宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画等)		宿泊料金決定 標準献立普及実施要領	宿泊要項 標準献立普及講習	宿泊本部		
			医事・衛生				医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項 医療救護要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等)		救護本部・救護所			
		輸送・ 交通	輸送・交通				輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画	輸送・交通業務指針	全国輸送基礎調査 開・閉会式輸送実施計画 交通規制計画	全国輸送計画・会場地輸送調整		輸送本部		
				式 典 会 場				式典基本方針 式典基本構想	式典基本計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等) 会場管理基本方針 会場管理基本計画 会場管理体制の整備			式典本部	
	警備・ 消防	警備・消防					警備・消防・防災 基本方針・基本計画	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)					警備本部 消防・防災本部	
	募金・協賛	募金・協賛				国体募金・企業協賛 推進基本方針・要項		国体募金・企業協賛活動の推進						

国体開催県	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	佐賀県	滋賀県	青森県
-------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

第80回国民体育大会・第25回全国障害者スポーツ大会

リハーサル大会

国体開催県	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	佐賀県	滋賀県	青森県
-------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

第80回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（案）

「第80回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は別表のとおりとする。
- 2 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 3 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。

別 表

1 総務企画
(1) 総務関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町村における開催準備計画の策定
準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置及び運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営 3 会場地市町村準備（実行）委員会の設置に関する助言	1 会場地市町村準備（実行）委員会の設置及び運営 2 会場地市町村準備（実行）委員会事務局の運営
会場地選定	1 会場地市町村選定基本方針の決定 2 会場地市町村選定基準の策定 3 開・閉会式会場及び会場地市町村の選定	1 競技会場及び練習会場等の調査
実施本部	1 大会実施本部の設置及び運営	1 競技会実施本部の設置及び運営
文部科学省、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日体協及び中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省、日体協総合視察の連絡調整 4 日体協に対する承認事項の協議及び報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 3 文部科学省、日体協総合視察に対する資料作成及び対応
県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町村との連絡調整 2 県体育協会及び県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町村体育協会及び関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町村との連絡調整
関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定及び連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町村における関係機関・団体等に対する協力要請及び連絡調整
大会役員等	1 大会役員及び競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員及び大会補助員の編成並びに委嘱 3 大会役員、大会係員及び大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成並びに配布 4 大会係員等の必携の作成及び配布	1 競技会役員の編成並びに委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成並びに配布
招待者等	1 大会招待者及び競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券及び視察員証の発行 4 大会招待者の招待及び接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町村関係招待券の配布 4 競技会招待者の招待及び接遇
参加章等	1 参加章、記念章の意匠決定及び取扱要項の作成 2 参加章、記念章、視察員章及び報道員章の作成並びに配布	1 競技会関係者に対する参加章等の配布 2 競技会記念章等の作成及び配布
服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員及び報道員の服飾の調製並びに配布 2 開・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製及び配布	1 競技会役員、競技会係員及び競技会補助員の服飾の調製並びに配布 2 競技役員及び競技補助員の服飾の調製並びに配布

報告書等	1 県準備概要等の作成及び配布 2 大会報告書の作成及び配布	1 市町村準備概要の作成及び配布 2 競技会報告書の作成及び配布 3 大会報告書の作成資料の提供及び協力
開催申請	1 開催申請書の作成及び提出	1 開催申請書の作成協力
各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議及び全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
自衛隊協力要請等	1 自衛隊協力要請計画の策定 2 自衛隊との協議及び協力協定の締結 3 自衛隊協力に対する業務計画策定に関する助言	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算の編成及び決算	1 会場地市町村における国体予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
国体募金・企業協賛	1 国体募金・企業協賛推進基本方針の決定及び計画の策定 2 国体募金・企業協賛の推進	1 県が実施する国体募金・企業協賛への協力
入場料・入場券	1 開・閉会式及び競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成及び販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成及び販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導及び規制	1 競技会場地内の売店設置に関する指導及び規制
標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付及び許可	1 標章等の使用許可申請に関する協力

(3) 文化プログラム関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定及び実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画及び実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成及び配布	1 会場地市町村における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町村における文化プログラム事業の企画及び実施

(4) 行幸啓関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
行幸啓	1 行幸啓本部の設置及び運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定及び接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備及び指導 5 宮内庁、日体協及び市町村等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 行幸啓に関する報道についての連絡調整	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町村における接伴計画の策定及び接伴の実施 3 会場地市町村における御休憩所、御座所等の整備

	8 警衛基本方針の決定及び計画等の策定	
	9 警衛本部の設置及び運営	

(5) 歓迎・案内関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 3 会場地市町村における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画策定に関する助言 4 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所の設置及び運営 5 接伴員の手引きの作成及び配布 6 開・閉会式における接伴員及び案内所員の編成並びに研修会の実施	1 会場地市町村における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町村における案内所・休憩所の設置及び運営 4 会場地市町村における接伴員及び案内所員の編成並びに研修会の実施
歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町村における歓迎装飾の設置等
観光紹介等	1 県内観光地及び物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成及び配布 3 特産品、土産品の紹介及び販売助言	1 会場地市町村における観光地及び物産等の紹介 2 会場地市町村の観光ガイドブック等の作成及び配布 3 会場地市町村の特産品、土産品の紹介及び販売助言
資料袋	1 資料袋の作成及び配布	1 会場地市町村における資料袋の配布

2 競技施設

(1) 競技・式典会場関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
競技施設等	1 競技施設整備基本方針の決定 2 競技施設整備計画の策定 3 競技施設基準の策定 4 競技会場及び練習会場の選定 5 競技会場及び練習会場となる県有施設の整備計画の策定並びに整備 6 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場及び練習会場の選定協力 2 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の整備計画の策定並びに整備 3 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備 4 競技会場及び練習会場となる民間施設等の連絡調整
駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会のための駐車場の確保の協力	1 競技会のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
施設概要	1 施設概要の作成及び配布	1 施設概要の作成資料の提供
会場管理	1 開・閉会式会場管理基本方針の決定及び計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 開・閉会式会場の運営及び管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定及び実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 競技会場の運営及び管理 4 競技会場美化計画の策定及び実施

(2) 情報通信関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における情報通信計画策定に関する助言 3 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町村における情報通信計画の策定
情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設及び運営 3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設及び運営 4 総合案内所の情報通信施設の架設及び運営	1 会場地市町村における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町村における情報通信施設の架設及び運営

3 競技運営

細 目	県	会 場 地 市 町 村
実施要項等	1 大会実施要項の作成及び配布 2 競技別実施要項の作成に関する助言	1 競技別実施要項の作成及び配布
参加申込	1 参加申込書の作成及び配布 2 参加申込書の受付、整理及び会場地市町村との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理及び県との連絡調整
競技運営	1 実施予定競技選択基本方針の決定 2 競技運営基本方針の決定 3 競技運営の総括、連絡調整及び助言	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定及び計画の策定 3 競技役員及び競技補助員の編成並びに養成 4 競技役員等必携の作成に関する助言 5 県外競技役員数の決定及び旅費基準の作成	1 競技役員及び競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員及び競技補助員の養成への協力 3 競技会係員及び競技会補助員の編成並びに養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成並びに配布 5 競技役員等の必携の作成及び配布
プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成及び配布 3 競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成並びに配布 4 競技別プログラムの作成に関する助言	1 競技別プログラムの作成及び配布 2 総合プログラム、競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成協力
競技記録	1 競技記録本部の設置及び運営 2 記録業務基本方針の決定及び計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理及び発表 5 記録本部員、補助員の編成及び養成 6 記録係員必携の作成に関する助言	1 競技記録本部との情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集及び速報 3 会場地市町村における記録係員、補助員の編成及び養成 4 記録係員必携の作成
総合成績	1 総合成績の得点計算及び順位決定 2 総合成績計算係員及び補助員の養成	1 競技別成績の得点計算及び順位決定並びに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員及び補助員の養成

表彰状等	1 総合成績に係る表彰状作成及び交付 2 競技別表彰状、賞状の作成及び配布	1 競技別表彰状、賞状の交付
競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の策定 2 競技別リハーサル大会の開催に関する助言	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技実施申請書の提出	1 公開競技の実施
デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定に関する助言 3 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施 4 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の競技用備品の整備 4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品並びに運営用消耗品の整備

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
広報活動	1 広報基本方針の決定及び計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定及び普及 3 ポスター、ガイドブック、チラシ等各種広報媒体物の作成及び管理 4 各種宣伝工作物の設置及び管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広告の実施	1 会場地市町村における広報計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の普及 3 県発行各種広報媒体物の配布協力 4 会場地市町村における各種広報媒体物の作成及び管理 5 会場地市町村における各種宣伝工作物の設置及び管理 6 会場地市町村におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広告の実施
報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成及び配布 4 航空規制計画の策定及び実施 5 報道本部の設置及び運営	1 会場地市町村における報道機関との連絡調整 2 会場地市町村における報道機関の取材活動に対する協力
記録映像等	1 記録映像等の作成及び管理 2 大会記録写真の撮影及び記念写真集の発行	1 競技等記録映像撮影及び撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集作成の協力
記念行事	1 県記念行事の計画策定及び実施	1 会場地市町村における記念行事の計画策定及び実施

(2) 県民運動関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
県民運動	1 県民運動基本方針の決定及び計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 県民運動実践団体の育成及び助言	1 会場地市町村における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町村における県民運動の推進 3 会場地市町村における県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布 4 会場地市町村における県民運動実践団体の育成及び助言
ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集及び養成	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集及び養成

5 式典

細 目	県	会 場 地 市 町 村
開・閉会式等	1 式典基本方針の決定及び計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定及び係員の編成 6 開・閉会式の実施	1 競技会表彰式実施要項の作成及び実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力
式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施 2 式典演技出演者の編成及び養成 3 式典演技の手具及び用具等の整備並びに服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成及び養成への協力
式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施 2 開・閉会式における式典音楽隊、合唱隊の編成及び養成 3 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備及び服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定及び式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成及び養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備及び服飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定及び実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定及び養成	1 競技会場内放送計画の策定及び実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町村におけるアナウンサー等放送係員の選定及び養成
大会旗・炬火リレー	1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定 2 大会旗・炬火リレーの用具等の整備及び服飾等の調製 3 採火式、出発式、集火式の企画及び実施 4 大会旗・炬火リレーポスター、プログラム等の作成及び配布 5 大会旗・炬火リレーリハーサルの実施	1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定に関する協力 2 会場地市町村における歓迎式等の企画及び実施 3 管内リレー走者の編成 4 大会旗・炬火リレーリハーサル及び管内練習の実施 5 管内大会旗・炬火リレーの実施

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町村における宿泊施設等実態調査の実施及び作成 2 会場地市町村における宿泊施設台帳の作成
宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定 2 総合配宿計画の策定及び広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定及び協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内宿泊施設名簿の作成及び配布 6 宿泊本部の設置及び運営	1 会場地市町村における宿泊計画の策定 2 広域配宿の実施及び引き受け市町村との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町村における配宿施設名簿の作成
宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善指導及び連絡調整 2 宿泊案内図、標識、表示板、料金表等の作成に関する指導	1 会場地市町村における宿泊施設等の改善指導（バリアフリー対策を含む） 2 会場地市町村における宿舎案内図、標識、表示板、料金表等の作成及び配布
民泊	1 会場地市町村における民泊基本計画の策定に関する助言	1 会場地市町村における民泊基本計画の策定 2 会場地市町村における民泊協力者の調査及び連絡調整 3 民泊協力者の決定及び指導
物資調達	1 会場地市町村における主要食品、寝具等の調達計画の策定に関する助言	1 会場地市町村における主要食品、寝具等の調達計画の策定及び調達の実施
標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成及び助言 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町村における標準献立普及地区講習会の開催
国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達及び斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町村における弁当調達計画の策定 2 会場地市町村における弁当の調達及び斡旋
宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理及び連絡調整	1 会場地市町村における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

細 目	県	会 場 地 市 町 村
医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における医事衛生計画策定に関する助言	1 会場地市町村における医事衛生計画の策定
医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置及び運営 4 開・閉会式における救護所等の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 5 大会旗・炬火リレーにおける救護の実施	1 会場地市町村における医療救護計画等の策定 2 会場地市町村における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 4 大会旗・炬火リレーにおける救護の協力

食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町村における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町村における食品衛生に関する普及・啓発
環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町村における環境衛生に関する普及・啓発
予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町村における宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 2 会場地市町村における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町村における予防・防疫に関する普及・啓発
馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
環境保全	1 廃棄物減量化、リサイクル計画の策定及び実施	1 会場地市町村における廃棄物減量化、リサイクル計画の策定及び実施

7 輸送・交通

細 目	県	会 場 地 市 町 村
輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 会場地市町村における輸送計画の策定に関する助言 5 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町村における輸送計画の策定 2 会場地市町村における輸送機関との連絡調整
大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置及び運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町村における大会参加者等の輸送 2 会場地市町村における輸送交通の案内
配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、幹旋及び配車 3 配車・車両借上げ等に関する全体調整	1 会場地市町村における配車計画の策定 2 会場地市町村における車両の借上げ、幹旋及び配車 3 配車・車両借上げ等に関する全体調整への協力
輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協定締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理及び運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成及び配布	1 会場地市町村における駐車場の管理及び運営 2 会場地市町村における駐車ステッカーの作成及び配布
交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成及び配布	1 会場地市町村における交通計画の策定 2 会場地市町村における交通案内図の作成及び配布

	3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制及び交通整理の実施 5 大会旗・炬火リレーにおける交通計画の策定及び交通整理の実施	3 会場地市町村における交通案内標識等の設置 4 会場地市町村における交通整理の実施 5 会場地市町村における大会旗・炬火リレーの交通計画の策定及び交通整理の実施
--	--	---

8 警備・消防

細 目	県	会 場 地 市 町 村
警備	1 警備基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における警備計画策定に関する助言 3 警備本部の設置及び運営 4 開・閉会式における警備の実施 5 警備用装備資材の整備	1 会場地市町村における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町村における警備上必要な資材の整備
消防防災	1 消防防災基本方針の決定及び計画の策定 2 会場地市町村における消防防災計画の策定に関する助言 3 消防防災本部の設置及び運営 4 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町村における消防防災計画の策定 2 会場地市町村における消防防災の実施

※ 県、会場地市町村の業務の要項及び内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

第80回国民体育大会会場地市町村第一次選定（案）

【開・閉会式】

内 容	開催予定施設
総合開・閉会式	（仮称）新青森県総合運動公園陸上競技場 【雨天時：リンクステーションホール青森】

【市町村別】

No	市町村名	競技・種目名		種 別	開催予定施設
1	青森市	陸上競技		全種別	(仮称) 新青森県総合運動公園陸上競技場
		テニス		全種別	新青森県総合運動公園テニスコート
		ボクシング		全種別	青森産業会館
		バレーボール		成年男子 少年男子	マエダアリーナ
		ハンドボール		成年男子 成年女子	盛運輸アリーナ
		ソフトテニス		全種別	新青森県総合運動公園テニスコート
		卓球		全種別	マエダアリーナ
		ラグビーフット ボール (15人制)		少年男子	青森市スポーツ広場ラグビー場 青森市スポーツ広場多目的グラウンド 新青森県総合運動公園球技場
		アーチェリー		全種別	(仮称) 新青森県総合運動公園陸上競技場 補助競技場・投てき練習場
		ゴルフ		女子 少年男子	青森カントリー倶楽部 東奥カントリークラブ
		トライアスロン		全種別	青森市特設トライアスロン会場
2	弘前市	体 操	競 技	全種別	青森県武道館
			新体操	少年女子	
		ソフトボール		成年女子	弘前市運動公園野球場 弘前市運動公園多目的運動広場
		弓道		全種別	青森県武道館
		空手道		全種別	青森県武道館
		高等学校野球	硬式	—	弘前市運動公園野球場
			軟式	—	岩木山総合公園野球場

No	市町村名	競技・種目名	種 別	開催予定施設	
3	八戸市	サッカー	少年男子	八戸市多賀多目的運動場 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場	
		バスケットボール	成年男子	八戸市東体育館	
		レスリング	全種別	八戸市東体育館	
		自転車 トラックレース	全種別	八戸自転車競技場	
		ソフトボール	成年男子	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場	
		ラグビーフット ボール（7人制）	成年男子 女子	八戸市多賀多目的運動場 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場	
		ボウリング	成年男子 成年女子	ゆりの木ボウル	
4	黒石市	バドミントン	全種別	スポカルイン黒石	
5	五所川原市	バレーボール	成年女子	五所川原市民体育館	
6	十和田市	サッカー	女子	十和田市高森山総合運動公園球技場 十和田市若葉球技場	
		バスケットボール	少年男子	十和田市総合体育センター	
		相撲	全種別	十和田市相撲場	
7	三沢市	バスケットボール	少年女子	（仮称）三沢市国際交流スポーツセンター	
		ソフトボール	少年女子	三沢市民運動広場野球場 三沢市南山屋外運動場	
		ボウリング	少年男子 少年女子	三沢ボウル	
8	むつ市	バスケットボール	成年女子	（仮称）むつ市総合アリーナ	
		フェンシング	全種別	（仮称）むつ市総合アリーナ	
9	つがる市	バレーボール	少年女子	（仮称）つがる市総合体育館	
		柔道	全種別	（仮称）つがる市総合体育館	
10	平川市	ウエイトリフティング	全種別	（仮称）平川市民体育館	
11	平内町	ゴルフ	成年男子	夏泊ゴルフリンクス	
12	西目屋村	カヌー	スプリント	全種別	津軽白神湖特設カヌー競技場
			スラローム	全種別	岩木川カヌー競技場
			ワイルド ウォーター	全種別	
13	藤崎町	なぎなた	全種別	スポーツプラザ藤崎	

No	市町村名	競技・種目名	種 別	開催予定施設
14	野辺地町	ハンドボール	少年男子 少年女子	(仮称) 野辺地町総合体育館
15	七戸町	剣道	全種別	(仮称) 七戸町新体育館
16	東北町	ソフトボール	少年男子	東北町北総合運動公園 東北町南総合運動公園
17	五戸町	サッカー	成年男子 女子	五戸町ひばり野公園陸上競技場 五戸町ひばり野公園サッカー場
18	南部町	サッカー	成年男子	ふるさと運動公園陸上競技場
19	階上町	自転車 ロードレース	全種別	階上町特設ロードレースコース

【競技別】

No	競技・種目名		種 別	市町村名	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	青森市	(仮称) 新青森県総合運動公園陸上競技場
2	サッカー		成年男子	五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場 五戸町ひばり野公園サッカー場
				南部町	ふるさと運動公園陸上競技場
			女子	十和田市	十和田市高森山総合運動公園球技場 十和田市若葉球技場
				五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場
			少年男子	八戸市	八戸市多賀多目的運動場 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場
3	テニス		全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート
4	ボクシング		全種別	青森市	青森産業会館
5	バレーボール		成年男子	青森市	マエダアリーナ
			少年男子		
			成年女子	五所川原市	五所川原市民体育館
			少年女子	つがる市	(仮称) つがる市総合体育館
6	体 操	競 技	全種別	弘前市	青森県武道館
		新体操	少年女子		
7	バスケットボール		成年男子	八戸市	八戸市東体育館
			成年女子	むつ市	(仮称) むつ市総合アリーナ
			少年男子	十和田市	十和田市総合体育センター
			少年女子	三沢市	(仮称) 三沢市国際交流スポーツセンター
8	レスリング		全種別	八戸市	八戸市東体育館
9	ウエイトリフティング		全種別	平川市	(仮称) 平川市民体育館
10	ハンドボール		成年男子	青森市	盛運輸アリーナ
			成年女子		
			少年男子	野辺地町	(仮称) 野辺地町総合体育館
			少年女子		
11	自転車	トラックレース	全種別	八戸市	八戸自転車競技場
		ロードレース	全種別	階上町	階上町特設ロードレースコース
12	ソフトテニス		全種別	青森市	新青森県総合運動公園テニスコート
13	卓球		全種別	青森市	マエダアリーナ
14	相撲		全種別	十和田市	十和田市相撲場
15	フェンシング		全種別	むつ市	(仮称) むつ市総合アリーナ
16	柔道		全種別	つがる市	(仮称) つがる市総合体育館

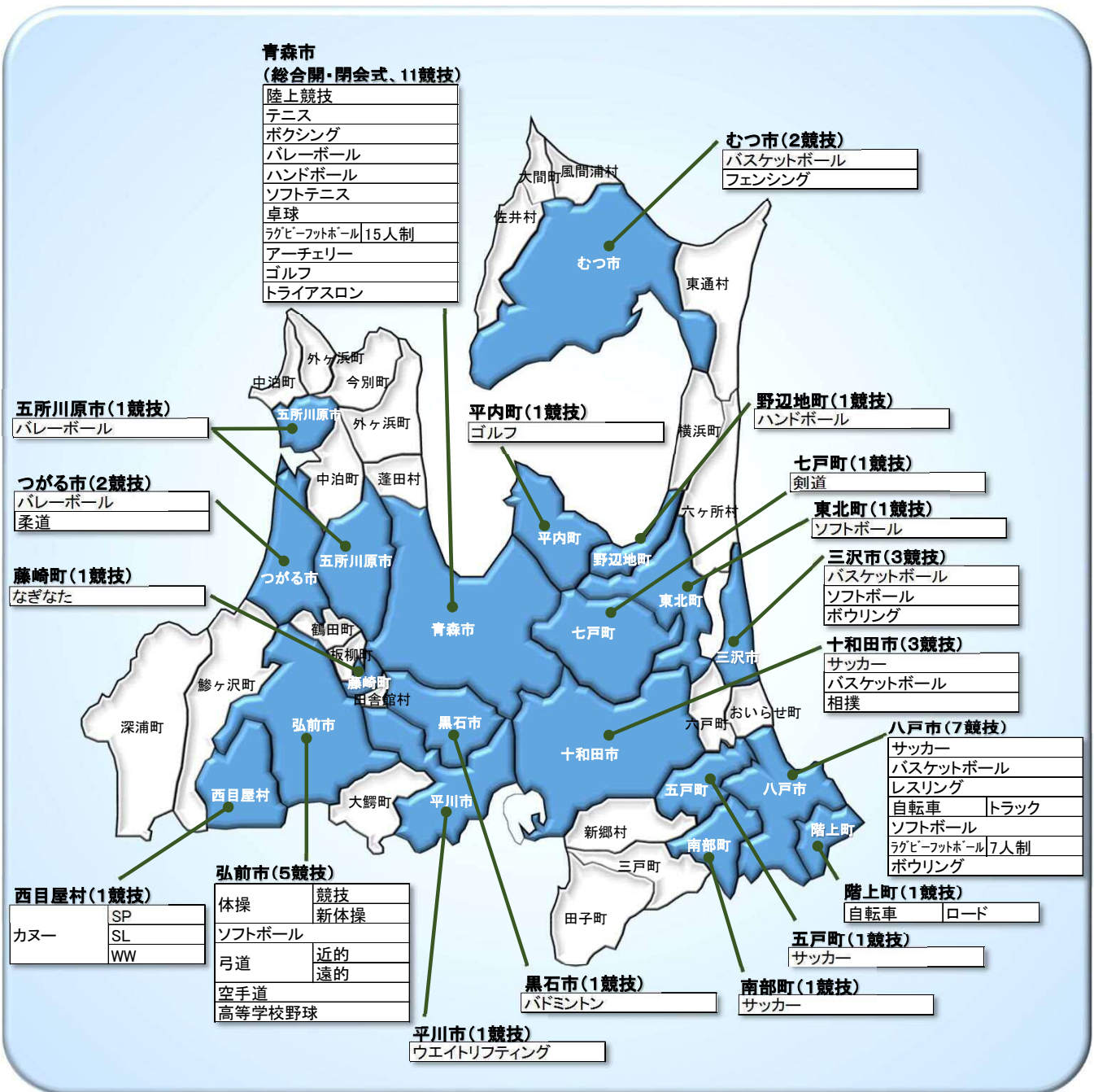
No	競技・種目名		種 別	市町村名	開催予定施設
17	ソフトボール		成年男子	八戸市	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場
			成年女子	弘前市	弘前市運動公園野球場 弘前市運動公園多目的運動広場
			少年男子	東北町	東北町北総合運動公園 東北町南総合運動公園
			少年女子	三沢市	三沢市民運動広場野球場 三沢市南山屋外運動場
18	バドミントン		全種別	黒石市	スポカルイン黒石
19	弓道		全種別	弘前市	青森県武道館
20	剣道		全種別	七戸町	(仮称) 七戸町新体育館
21	ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	八戸市	八戸市多賀多目的運動場 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場
		15人制	少年男子	青森市	青森市スポーツ広場ラグビー場 青森市スポーツ広場多目的グラウンド 新青森県総合運動公園球技場
22	カヌー	スプリント	全種別	西目屋村	津軽白神湖特設カヌー競技場
		スラローム	全種別		岩木川カヌー競技場
		ワイルド ウオーター	全種別		
23	アーチェリー		全種別	青森市	(仮称) 新青森県総合運動公園陸上競技場補助競技場・投てき練習場
24	空手道		全種別	弘前市	青森県武道館
25	なぎなた		全種別	藤崎町	スポーツプラザ藤崎
26	ボウリング		成年男子 成年女子	八戸市	ゆりの木ボウル
			少年男子 少年女子	三沢市	三沢ボウル
27	ゴルフ		成年男子	平内町	夏泊ゴルフリンクス
			女子 少年男子	青森市	青森カントリー倶楽部 東奥カントリークラブ
28	トライアスロン		全種別	青森市	青森市特設トライアスロン会場
29	高等学校野球	硬式	—	弘前市	弘前市運動公園野球場
		軟式	—		岩木山総合公園野球場

(留意事項)

- 1 開催予定施設は、競技が開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。
- 2 隔年実施競技（ボクシング、クレー射撃）の実施順序については、平成29年7月に日本体育協会で決定となる予定のため、決定状況によっては再調整する場合もある。

第80回国民体育大会会場地市町村選定状況

(19市町村(東青2市町、中南5市町村、三八4市町、西北2市、上北5市町、下北1市)、29競技)



未選定競技(10競技)

水泳	競泳
	飛込
	シンクロ・アイス・スイミング
	水球
ボート	OW
ホッケー	
セーリング	
軟式野球	
馬術	馬場馬術
	障害馬術

ライフル射撃	CP
	50m
	10m・AP
スポーツクライミング (旧: 山岳)	BP・BR
	リード
銃剣道	ボルダリング
クレール射撃	トラップ
	スキート

第80回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- （1）競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第80回国民体育大会青森県準備（実行）委員会（以下「青森県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- （2）競技役員等の編成は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- （3）競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- （1）競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会係員		宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員		競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、青森県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

② 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第80回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）

第80回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の基本方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第80回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）

第80回国民体育大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第80回国民体育大会競技役員等編成基本方針」及び「第80回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第80回国民体育大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- （1）競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- （2）競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- （3）県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成事業

- （1）競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- （2）競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			平成 29年 8年前	平成 30年 7年前	平成 31年 6年前	平成 32年 5年前	平成 33年 4年前	平成 34年 3年前	平成 35年 2年前	平成 36年 1年前	平成 37年 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	資格取得、資格維持、資質向上								
		その他 運営員							養成、資質向上		
	競技補助員								養成、資質向上		
競技会係員		県内講習会							養成		
競技会補助員		県内講習会							養成		

5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。

第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程 改正（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第80回国民体育大会青森県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第80回国民体育大会青森県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成29年 月 日一部改正）

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会 設置済	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営専門委員会 設置済	1 競技運営等の基本的事項に関すること。 2 競技運営に係る計画の立案に関すること。 3 競技用具の整備計画に関すること。 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具整備の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツに関すること。 5 リハーサル大会に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること。
施設専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること 3 情報通信施設整備の基本的事項に関すること 4 その他施設に係る重要事項に関すること	1 競技施設及び関連施設の整備に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関すること 3 情報通信施設の整備に関すること 4 その他施設に関すること
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 県民運動の基本的事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 県民運動の推進に関すること

	3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事	3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
--	-----------------------------------	---

参考資料

平成 28 年 10 月 21 日
第 1 回総務企画専門委員会 決定

第 80 回国民体育大会会場地市町村の選定について

1 会場地選定に係る基本事項

- (1) 第 80 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針 (P 28)
- (2) 第 80 回国民体育大会会場地市町村選定基準 (P 29)

2 会場地を選定する競技

- (1) 正式競技 (37 競技)、特別競技 (1 競技)

内定申請に向けて必要な準備期間を確保するため、できる限り早期に選定していくこととする。

- (2) 公開競技 (5 競技)、デモンストレーションスポーツ

競技団体の開催意向を踏まえた上で、市町村と協議の上、正式・特別競技の会場の選定後に選定していくこととする。

実施競技については、4 年ごとに見直しが行われているため、本県が開催予定の第 80 回大会の実施競技は未定 (平成 29 年 3 月頃に決定する予定)。
よって、現時点では第 74 回大会から第 77 回大会で実施される競技を前提に会場地を選定していくこととする。

3 正式競技、特別競技の会場地選定 (第 1 次選定) の進め方

(1) 市町村・競技団体担当国会議及び市町村・競技団体意向調査の実施

市町村及び競技団体担当国会議において会場地選定の進め方等について説明した上で、市町村及び競技団体の意向調査を実施する。

(2) 市町村、競技団体に対するヒアリングの実施・施設の現地調査

意向調査の結果を踏まえ、市町村の開催希望や開催準備・大会運営に対する積極性等について聴取するとともに、競技団体の意向の詳細を聴取し、適宜、施設の現地調査を行う。

(3) ヒアリングの結果を踏まえた第 1 次会場地選定案の作成

ヒアリングの結果を踏まえ、市町村と競技団体の意向が合致したものについては、開催に必要な施設、宿泊、交通、その他地域の実情等を総合的に判断した上で、競合市町村のないものを第 1 次会場地選定案とする。

この時点で選定されなかった競技については、第2次会場地選定に向けて、市町村や競技団体と再度調整する。

(4) 第1次会場地選定案の対象市町村、競技団体による事前了承

第1次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町村及び当該競技団体に事前に文書で了承を得る。

(5) 第1次会場地選定案の審議

総務企画専門委員会にて審議する。

(6) 第1次会場地選定（案）の審議・決定

常任委員会にて審議・決定する。

(7) 第1次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施した調査やヒアリングの結果を踏まえ、市町村及び競技団体と次の選定に向けたヒアリングを行うなど、協議、調整を行うこととする。なお、県内に実施可能な施設が無い競技については、隣県等の施設を借用して実施することも検討する。

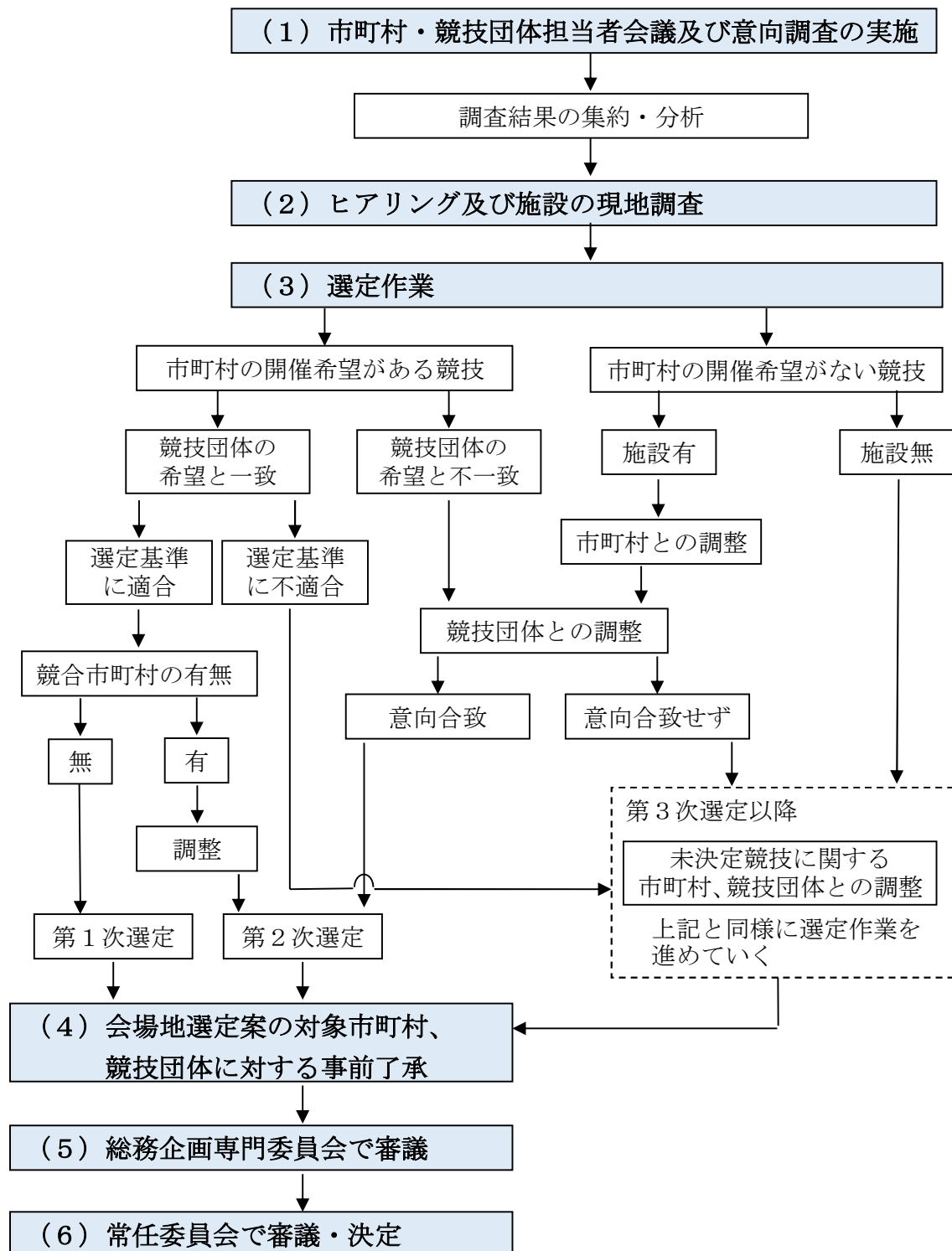
※県内で実施可能な施設が無い競技

水泳、ボート、ホッケー、ハンドボール、馬術、ライフル射撃（ピストル）、クレ射撃の7競技。

4 公開競技、デモンストレーションスポーツの会場地選定の進め方

別途提示することとする。

【会場地選定フロー】



平成 28 年 10 月 21 日
第 1 回総務企画専門委員会 決定
平成 29 年 3 月 28 日
第 2 回総務企画専門委員会 改正

第80回国民体育大会 競技施設基準



第 8 0 回 国 民 体 育 大 会
青 森 県 準 備 委 員 会

第80回国民体育大会競技施設基準について

第80回国民体育大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上及び管理上必要な施設及び面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県及び開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項及び競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本体育協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競 技 施 設 基 準 の 見 方 》

○「基準」及び「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目

次

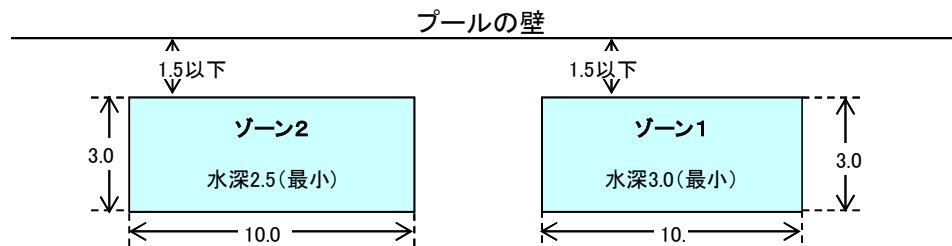
(競技番号)	(競技名)	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フェンシング	22
22	柔道	23
23	ソフトボール	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ライフル射撃	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	山岳	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃剣道	37
34	クレーン射撃	38
35	なぎなた	40
36	ボウリング	41
37	ゴルフ	42
38	トライアスロン	43
39	高等学校野球（硬式、軟式）	44

競技名	陸上競技	競技番号	1
基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
基準の主な内容			
【第1種公認陸上競技場】 ◆新設の場合（陸上競技場専用と多目的の共通） ・1周の距離 400m ・競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは、18mm以上とする。 ・距離の公差 +1/10,000以内 ・障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。 ・用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・監視カメラ 12箇所必要とする。 ・観客の収容数 15,000人以上（芝生を含む）とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 ◆既設の場合 ・1周の距離 400m ・競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。 ・距離の公差 +1/10,000以内 ・障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。 ・用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・監視カメラ 12箇所必要とする。 ・観客の収容数 15,000人以上（芝生を含む）とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 〔（公財）日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

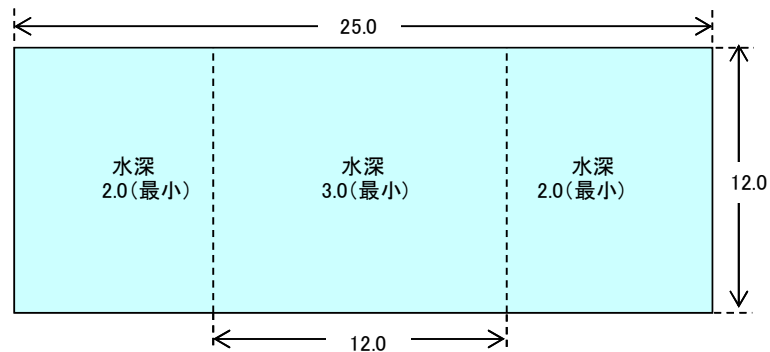
競技名	水 泳 競 技 (その1)		競技番号	2
基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。	
基 準 の 主 な 内 容				
1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】 ・ 長 さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合) ・ 幅 17.90m以上 ・ 水 深 1.35m以上 ・ 水 温 25℃以上28℃以下 ・ コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m ・ プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上 ・ 自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。 ・ 練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、併設できないときは25mプールとする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる。				
2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】 ・ 飛 板 1m及び3m 各2基 ・ 飛 込 台 5m、7.5m、10m 各1基 ・ 水 深 10m飛込台の基線上の水深4.50m ・ 水 温 26℃以上 ・ プールの方向 屋外プールにあつては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。 ・ 波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 ・ 練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基 飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基				
3 シンクロナイズドスイミング用プール【公認シンクロナイズド・スイミング競泳プールのうち国内基準シンクロ・プール】 (フィギア・ゾーン) ・ 競技区域 縦10.0m×横3.0mの水域を2か所準備すること。 ・ 水 深 一方の水域は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上とする。 ・ 水 温 26℃以上28℃以下 ・ 設置要領等 【別図1】に示す。 ・ プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 (ルーティン・ゾーン) ・ 競技区域 12.0m×25.0m以上の水域を用意し、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上なければならない。残りの水域の水深は2.0mとする。 ・ 水 温 26℃以上28℃以下 ・ 設置要領等 【別図2】に示す。 ・ プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。				
4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】 ・ 競技エリア 長辺: 33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺: 20.0m ・ 水 深 2.00m以上とする ・ 水 温 25℃以上27℃以下 ・ バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ・ ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 ・ 設置要領 【別図3】に示す。				
※ 旧規則のもとで公認または認定されたプール 旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。				
〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕				

基 準 の 主 な 内 容

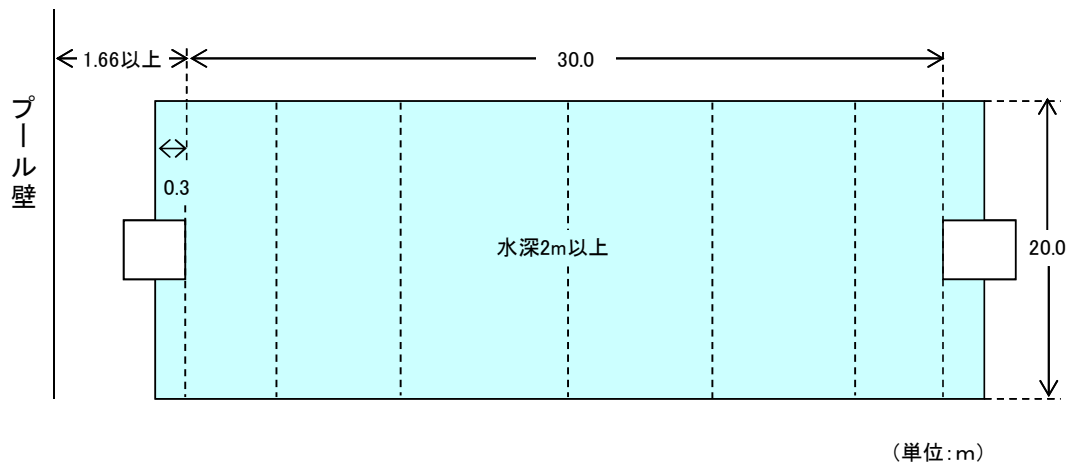
○【図 1】 シンクロナイズドスイミング 《フィギアゾーン》



○【図 2】 シンクロナイズドスイミング 《ルーティンゾーン》



○【図 3】 水球用プール



(配慮すべき事項)

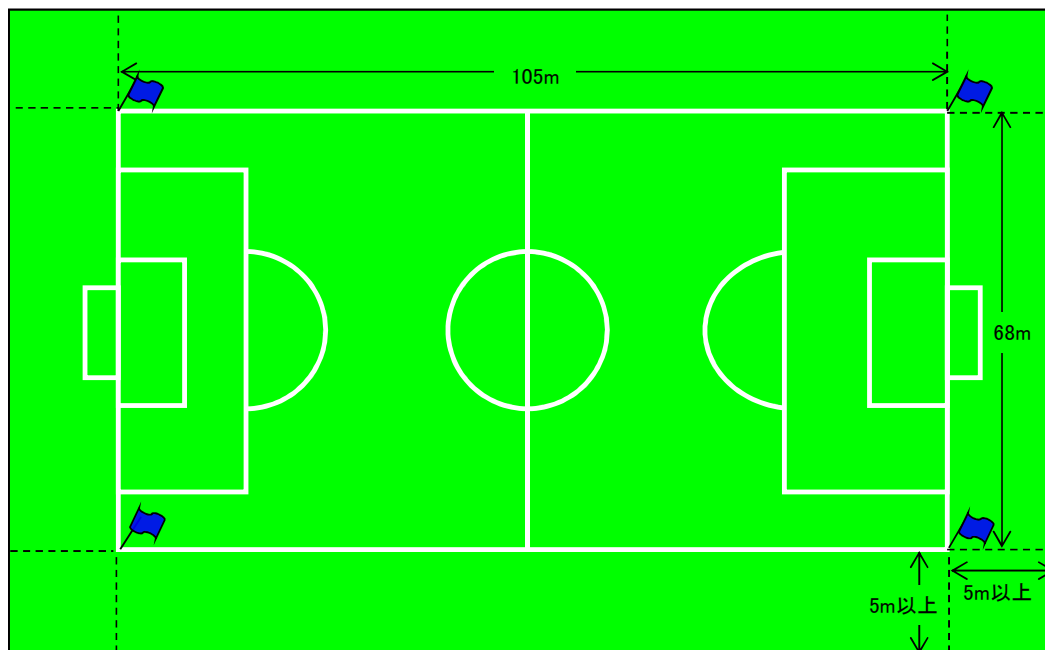
○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

(先催県の事例)

競技名	サッカー	競技番号	3
基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。
○芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。

〔(公財)日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技 施設ガイドライン」から抜粋〕

(備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。(公財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)

(配慮すべき事項)

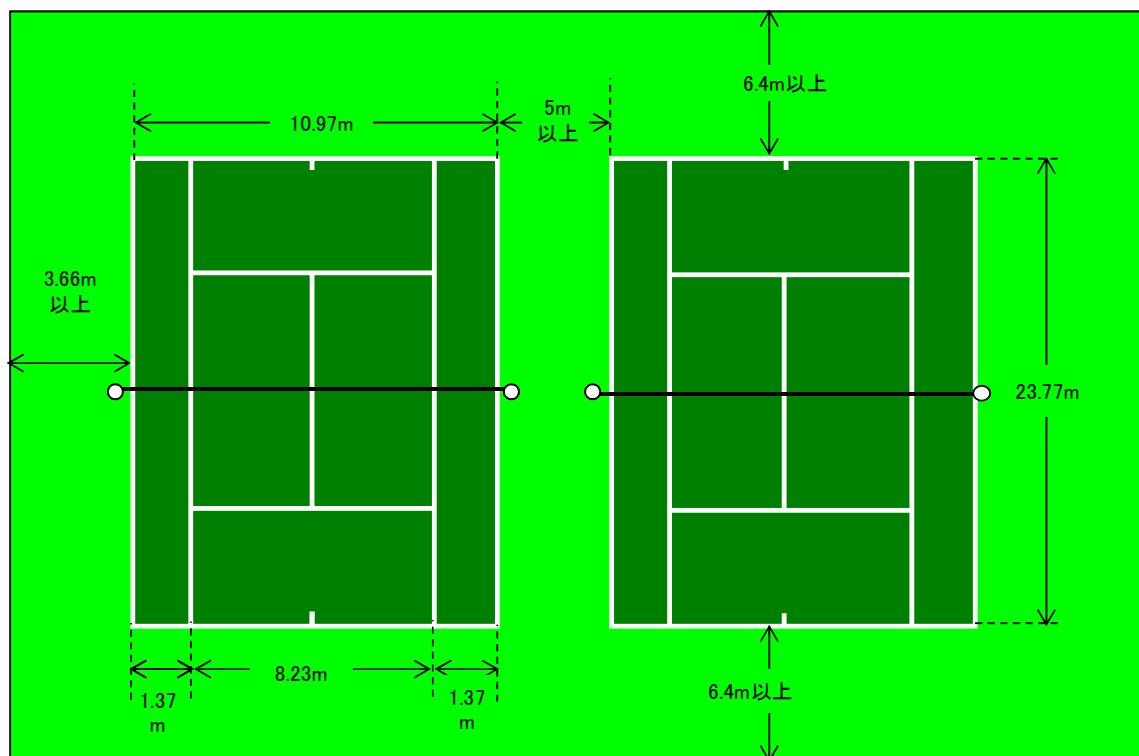
(先催県の事例)

競技名	テニス	競技番号	4
-----	-----	------	---

基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。
----	------------	----	--------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
(テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
なお、少年種別会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコートを対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。
コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

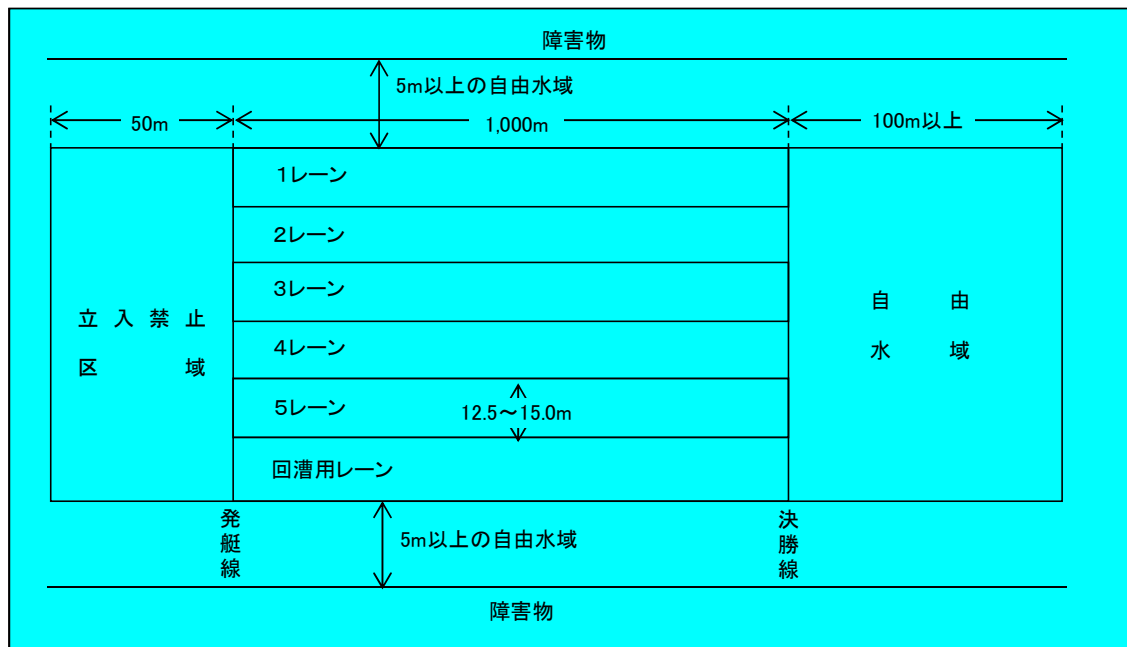
競技名	ボート
-----	-----

競技番号	5
------	---

基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

コースは次のとおり。



- 国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。
- 競漕レーンは、直線でなければならない。
- 決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。
- コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。
- 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。
- レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。
- コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ流速20cm/秒（B級）を越えないことを原則とする。

[(公社)日本ボート協会「競漕規則」及び(公社)日本ボート協会「コース規格規定」から抜粋]

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

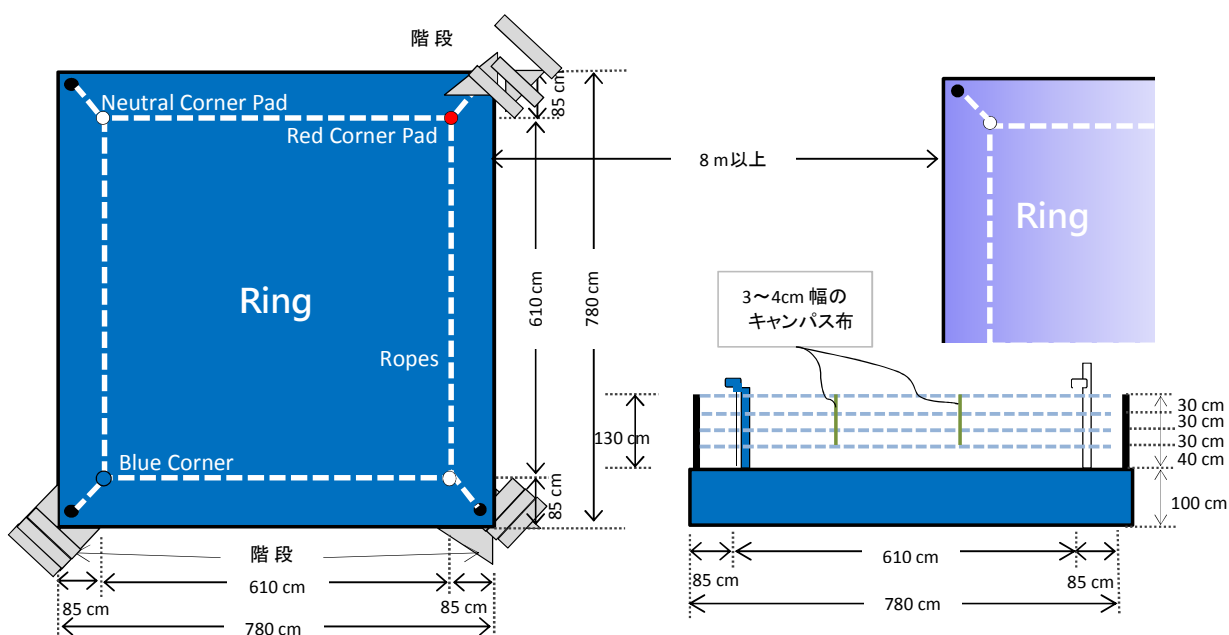
競技名	ボクシング	競技番号	7
-----	-------	------	---

基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。

- (1) AIBA公認リングを使用しなければならない。ただし2013年6月以前に購入した日本ボクシング連盟公認のリングについてはこの限りでない。
- (2) リング・キャンバス等のサイズ…図参照 ※キャンバス地は青色とする。



(3) リングフロアー

- ① リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材をもちいること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。
- ② キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。

(4) リングロープ

- ① リングロープは安全な素材で覆われていること。
- ② リングにはコーナーポストそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4cmとする。
- ③ 4本のロープの位置は、キャンバスから、40cm、70cm、100cm、130cmである。
- ④ 辺の4本のロープは3cmから4cm幅のキャンバス布2本で等間隔につなぐ。
- ⑤ 上の2本のロープはピンと張っていないといけない。下の2本のロープは張りがきつすぎたはいけない。

(5) 階段

リングには3つの階段を備え付けること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青コーナーに取り付け、残りの1つはDS側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。

※ DS : ディプティスパーバイザー

〔「(一社)日本ボクシング連盟競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,200～1,500ルクスが望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

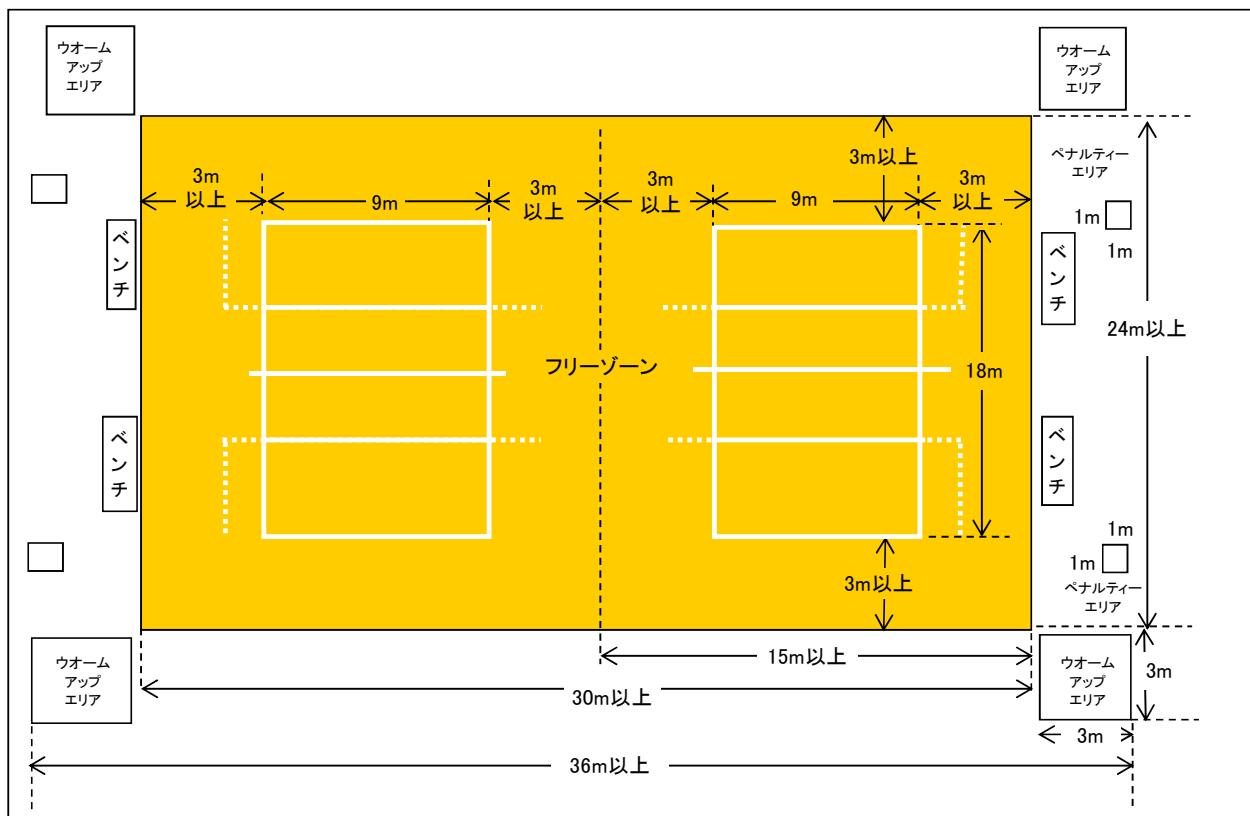
床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m(山口県)

競技名	バレーボール	競技番号	8
-----	--------	------	---

基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	---

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



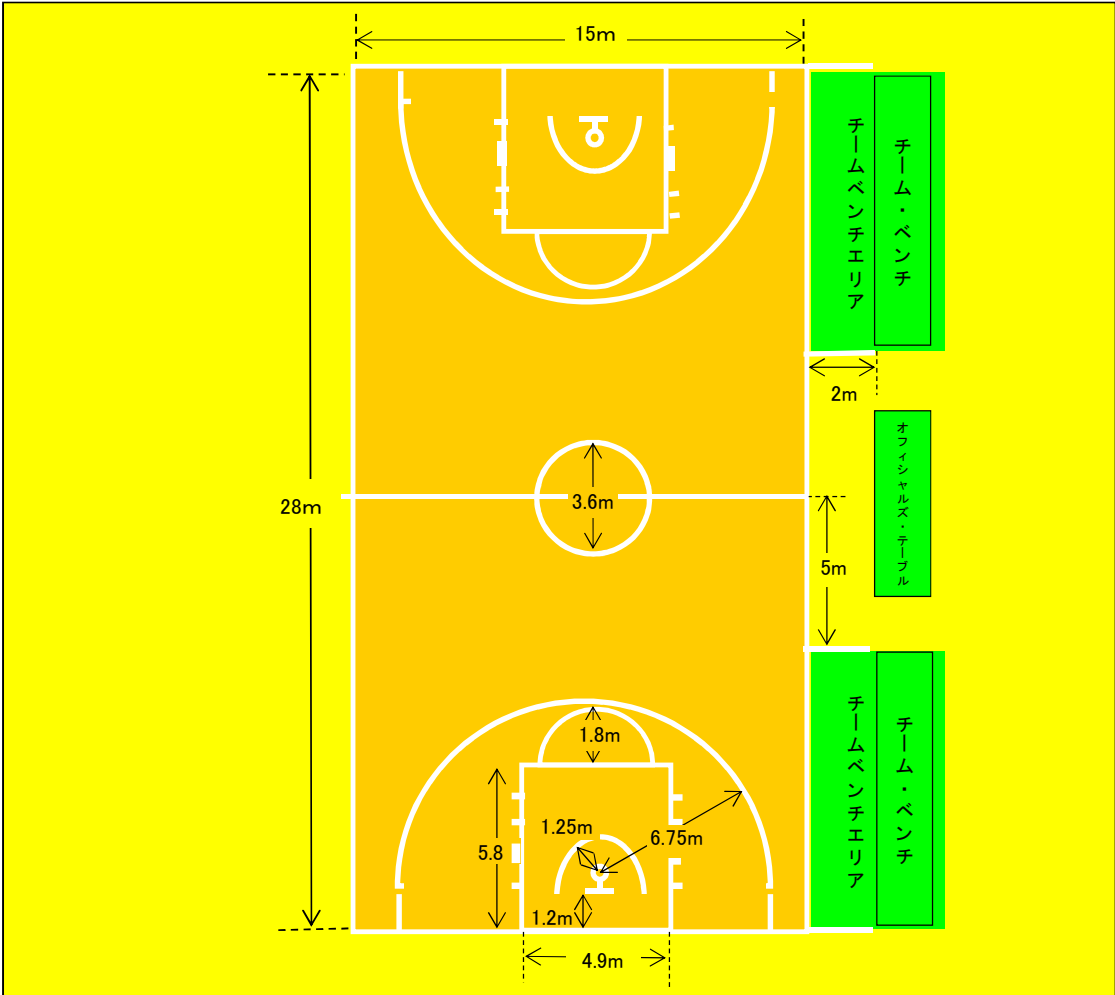
- コートは18m×9mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。
- フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技をする表面から、最小限7mの高さがなければならない。
- ネットの支柱は、サイドラインの外側0.5～1mの位置に設置する。
- ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設ける。

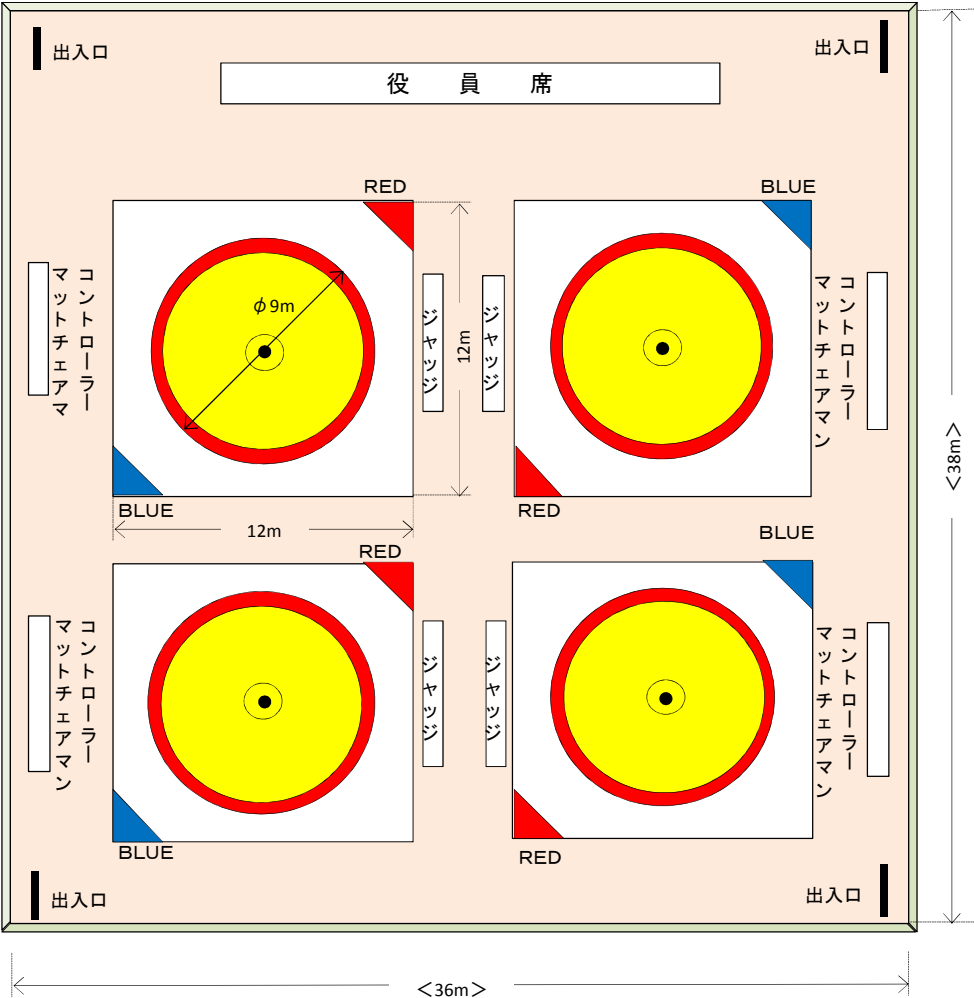
〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	体 操	競技番号	9
基準	規定の各器具を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。 【体操競技】 ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること 【新体操】 ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 演技面 内側13m×13m その周りには最低1mの安全地帯を設ける なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること ※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。 〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○照度は、1000ルクス以上。			
(先催県の事例)			

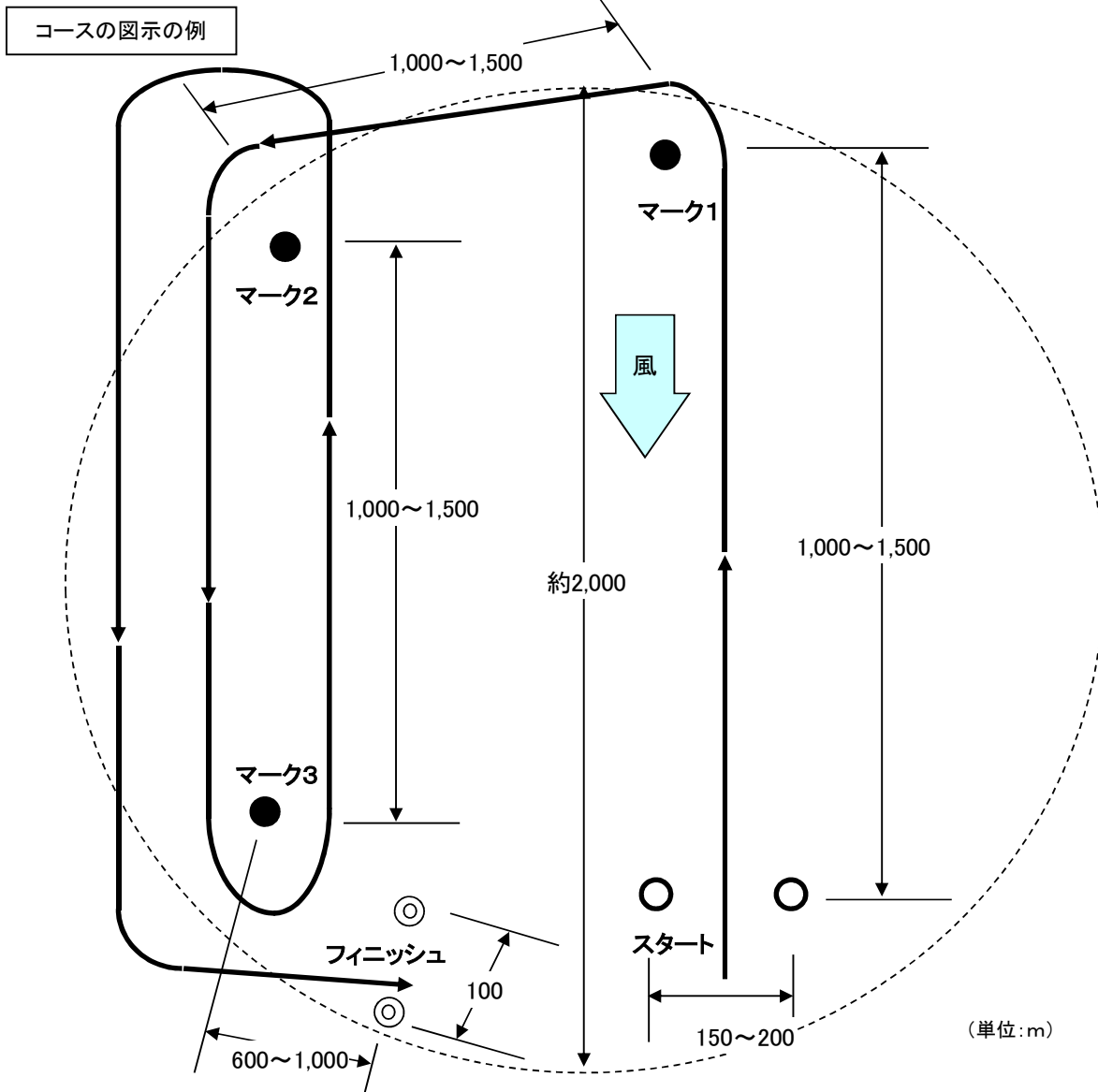
競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
基準の主な内容			
規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕  ○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。 〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。 ○隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。 (先催県の事例) 規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)			

競技名	レスリング	競技番号	11
基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基準の主な内容			
規定の競技場は次のとおり。  (注) < > 内はルールに記載はないが、配慮すべき事項 ○マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。 ○マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。 ○競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。 〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○マットの余地は4mが望ましい。 ○観客の視野を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットホーム」上にマットを設営することが望ましい。 (先催県の事例)			

競技名	セーリング	競技番号	12
-----	-------	------	----

基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容



〔(公財)日本セーリング連盟「2013-2016セーリング競技規則」抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技水域は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで十分の水深があることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。
- ウインドサーフィン用はヨットハーバー内に人工芝を張るか、砂浜が隣接していることが望ましい。

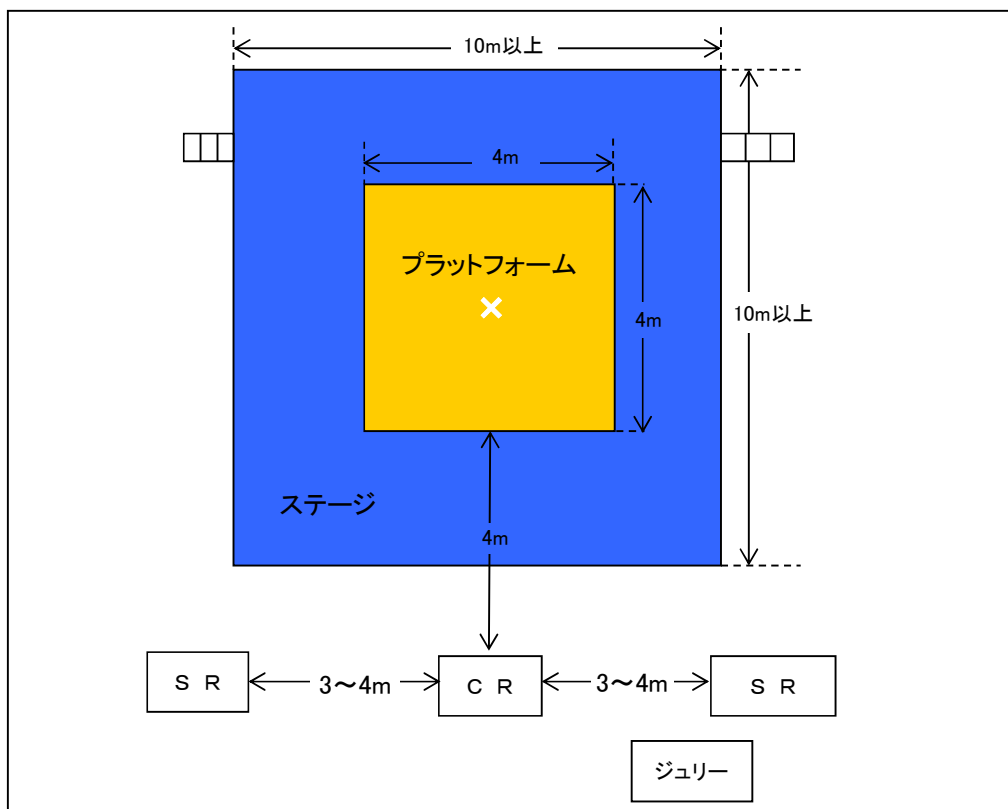
(先催県の事例)

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
-----	------------	------	----

基準	・競技会場は下記のいずれかとする。 ①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 1 ②既定のプラットフォーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム)	摘要	③の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。
----	--	----	--

基準の主な内容

規定のプラットフォーム等は次のとおり。



- プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低10cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。
- プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてもかまわない。
- (プラットフォームの)厚さは10cmを超えてはならない。
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大1mとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかenなければならない。
- 競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。

〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。

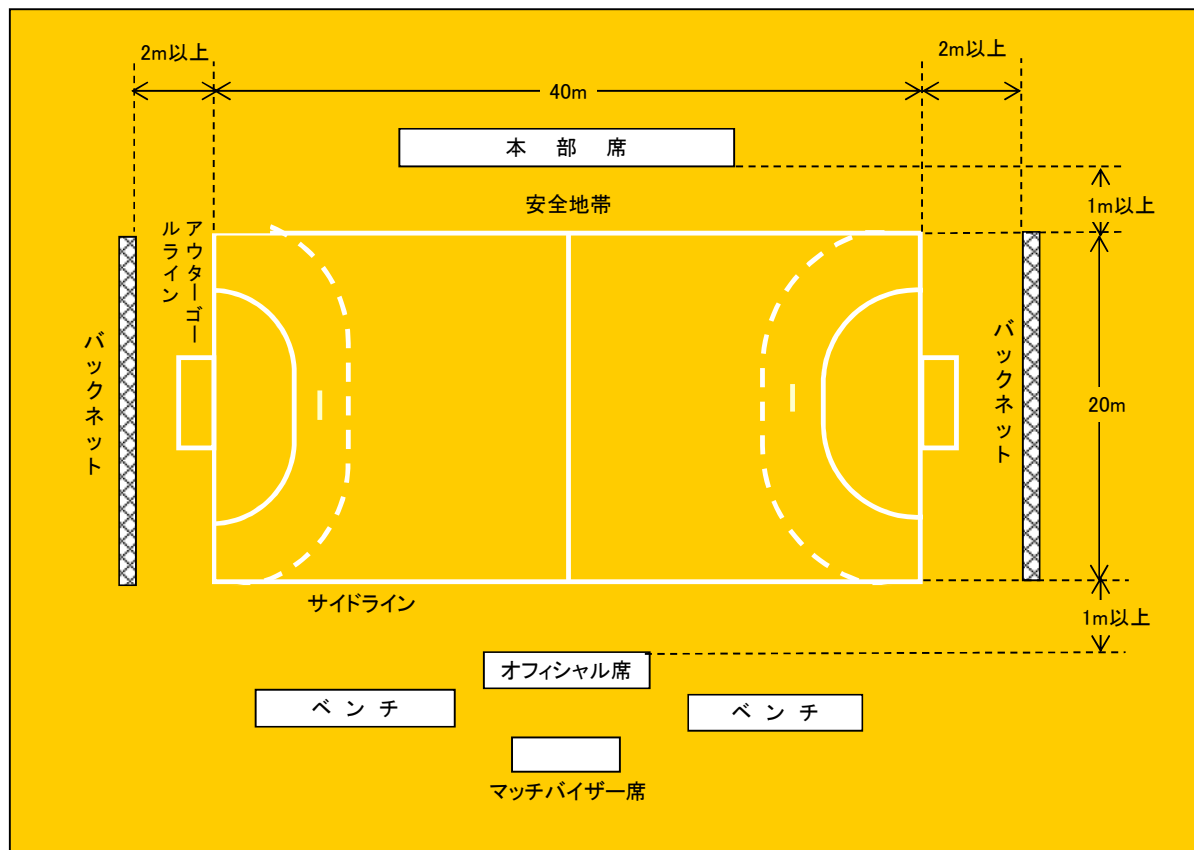
(先催県の事例)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
-----	--------	------	----

基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	---

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。

〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

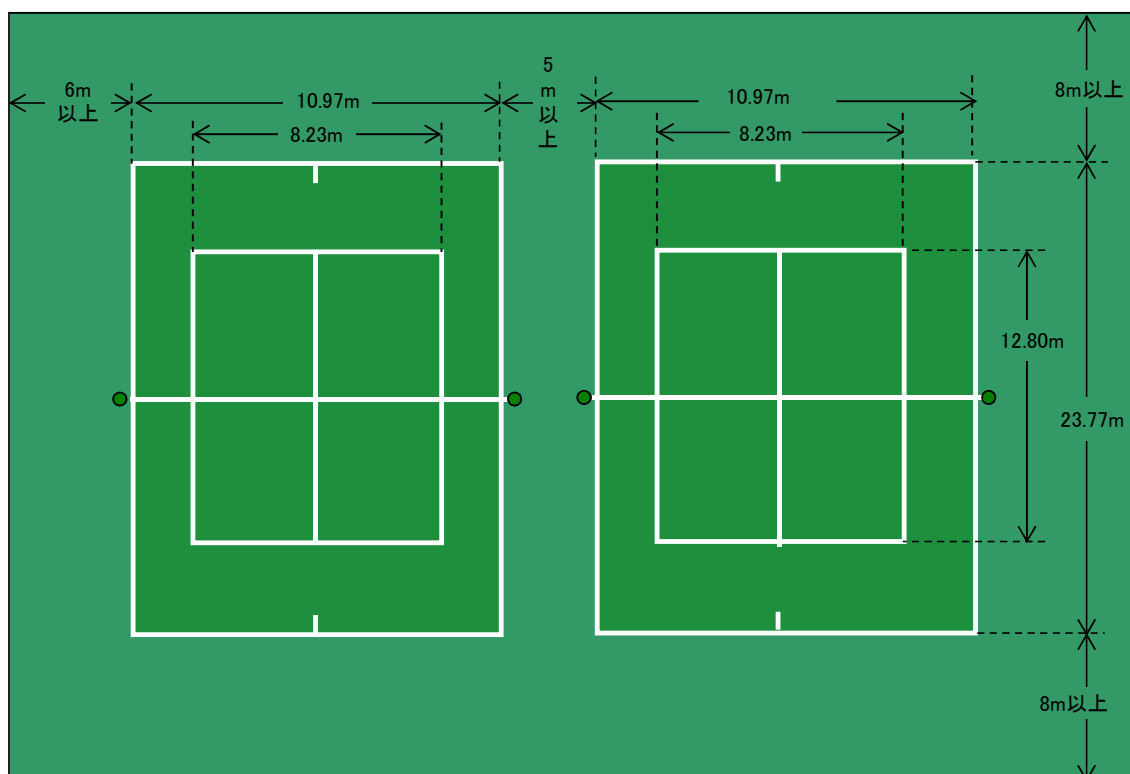
競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1週の周長が少なくとも10km以上であり、10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
1 規定の競技場は次のとおり。 ①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。 ②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。 ③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。 ④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。 ⑤直線部 通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。 ⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。 ⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。 ⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。 ⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 〔要項16〕 〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-1: 自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕 2 規定のロードレースコースは、次のとおり。 ○国民体育大会のロード・コースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。 ○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。 ○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。 ○1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。 ○随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。 〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-2: ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ソフトテニス	競技番号	16
-----	--------	------	----

基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	-----------	----	---------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



○アウトコートはコート周囲のスペースで、ベースラインから後方に8m以上、サイドラインから外側に6m以上であることを原則とする。

○コートが2面以上ならぶ場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。

○コート及びアウトコートのサーフェスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは木版、砂入り人工芝、硬質ラバー、ケミカル等とする。

〔(公財)日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

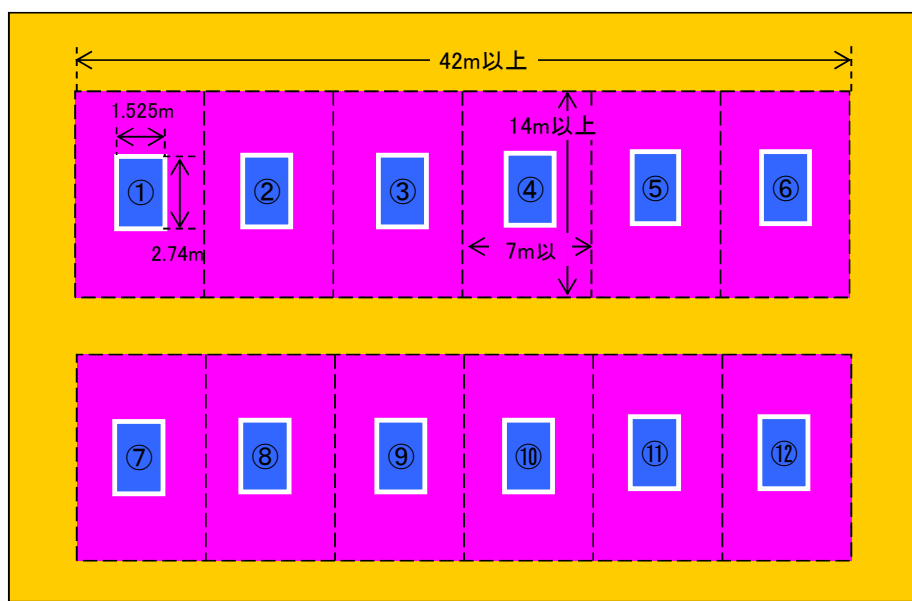
(先催県の事例)

競技名	卓球	競技番号	17
-----	----	------	----

基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に、規定のコート8面を設置する。
----	---------------------------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。

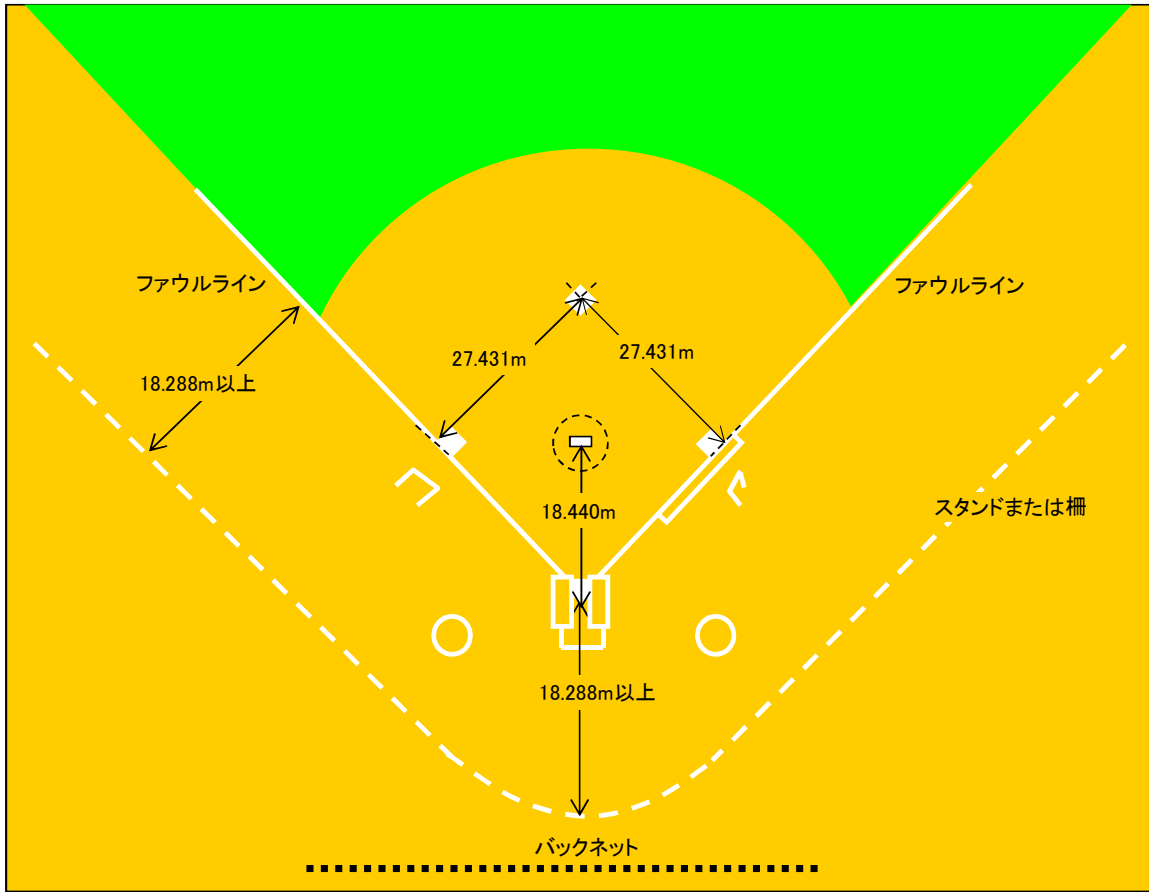


- 競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。
- 競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で、区切られていなければならない。
- プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって 1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。
- 照明源は床上5m以上にななければならない。
- 背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。
- 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。

〔(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

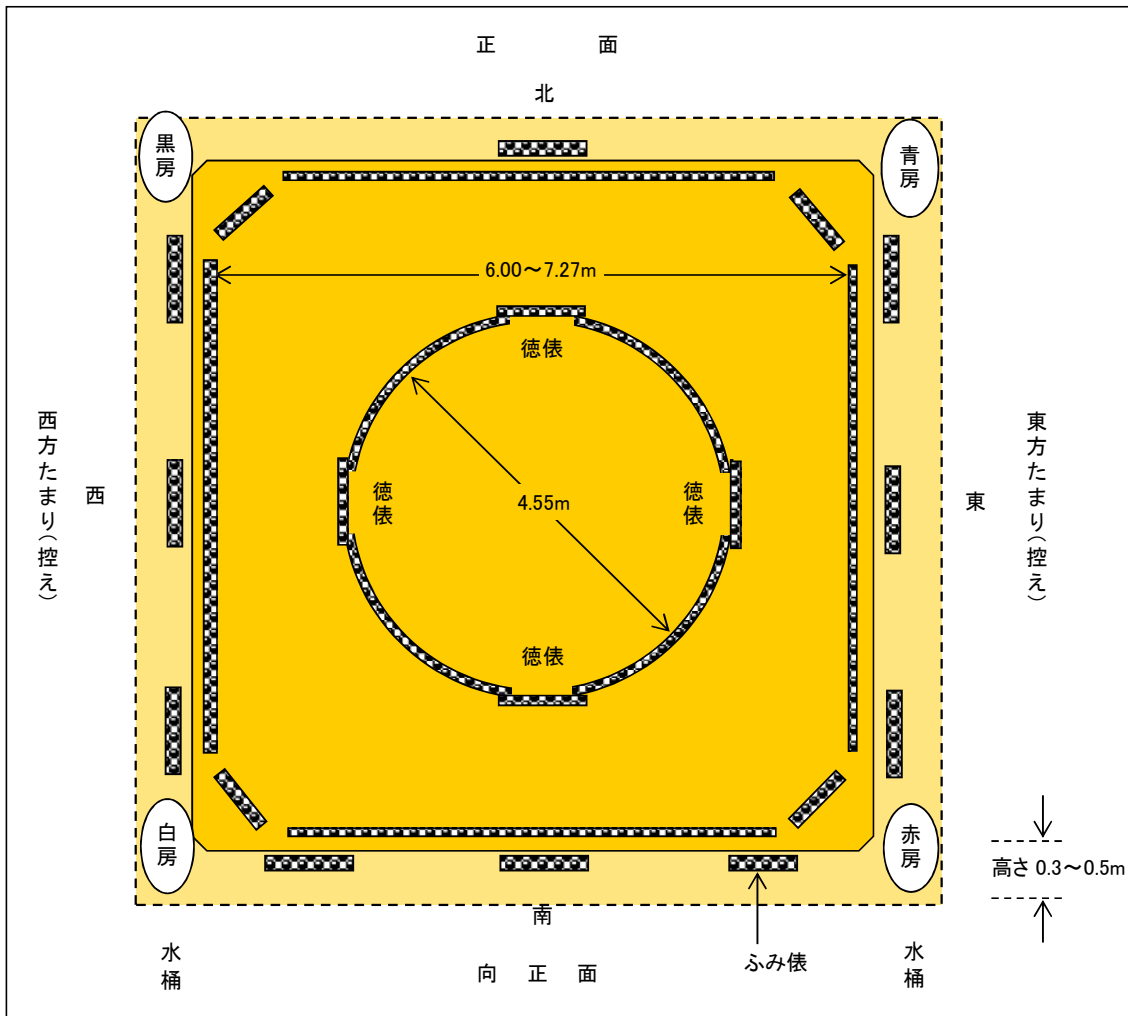
競技名	軟 式 野 球	競技番号	18
基準	規定の野球場5面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。 2会場地以上に分かれる場合は6面とする。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の野球場は、次のとおり。  ○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。 〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○ナイター照明があることが望ましい。 ○安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。 ○両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	相撲	競技番号	19
-----	----	------	----

基準	規定の競技場 1	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。
○土俵の高さは、30cmから50cmとする。
○勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。
○土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。
〔(公財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は屋内であることが望ましい。
- 土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。
- 練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。

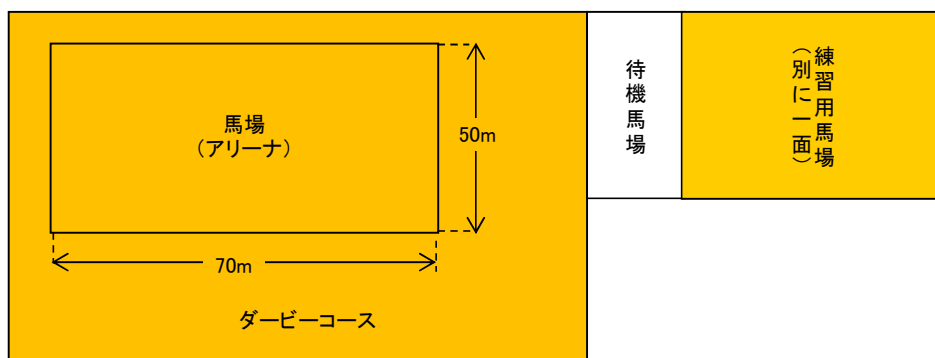
(先催県の事例)

競技名	馬 術	競技番号	20
基準	障害馬術競技場1面 70m×50m(楕円形でも可)、 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎47名収容(各県1名男女別)	摘要	各施設は仮設並びにリースでもよい。

基 準 の 主 な 内 容

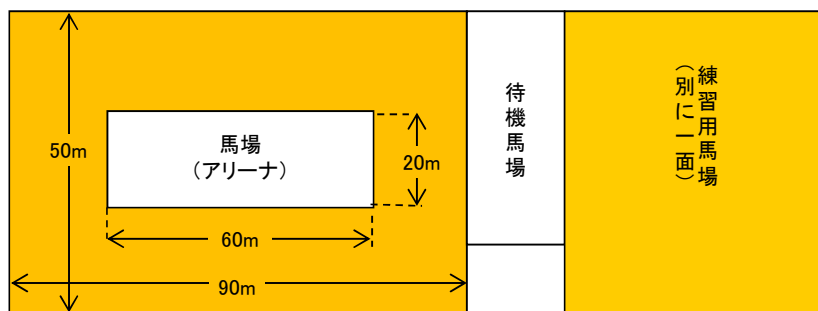
競技場の例は次のとおり。

(1) 障害馬術



- アリーナは四方を囲まれていなければならない。
- 適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を提供しなければならない。

(2) 馬場馬術



- アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。
- アリーナは主として砂馬場でなければならない。
- アリーナ・フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。
- アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンスで構築するものとする。
- 60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。

〔「(公社)日本馬術連盟競技会規程」及び「国際馬術連盟馬場馬術規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

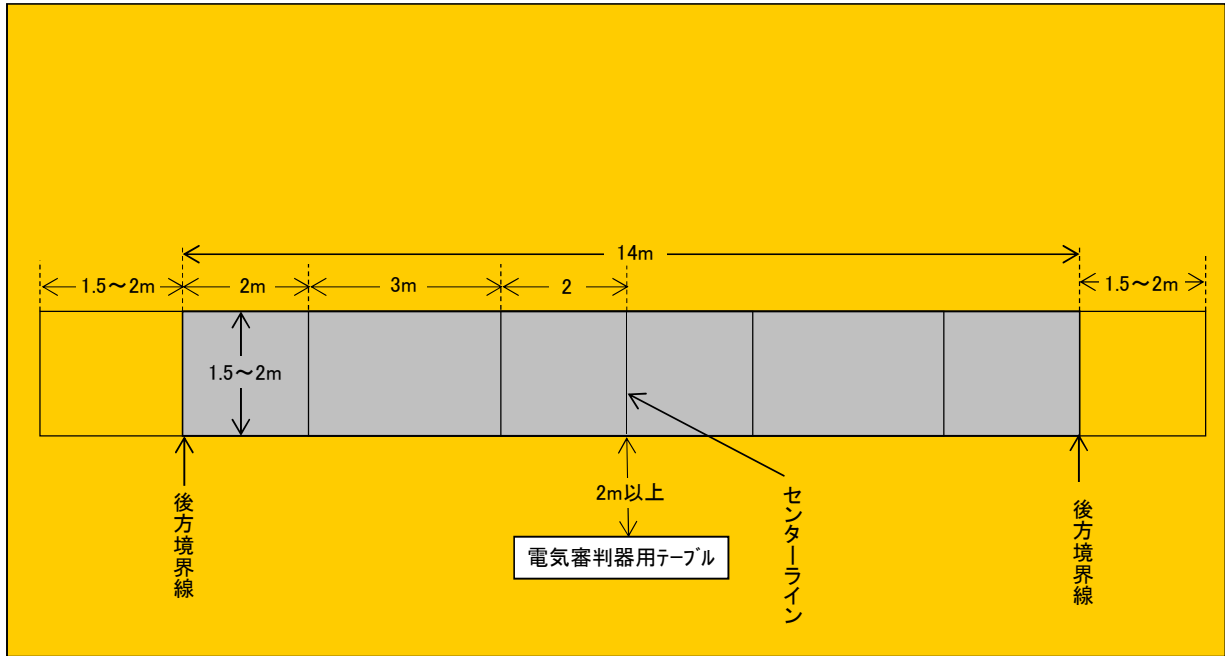
(先催県の事例)

競技番号	21
------	----

基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
----	--------------------------	----	-------------------------

基準の主な内容

規定のピストは次のとおり。

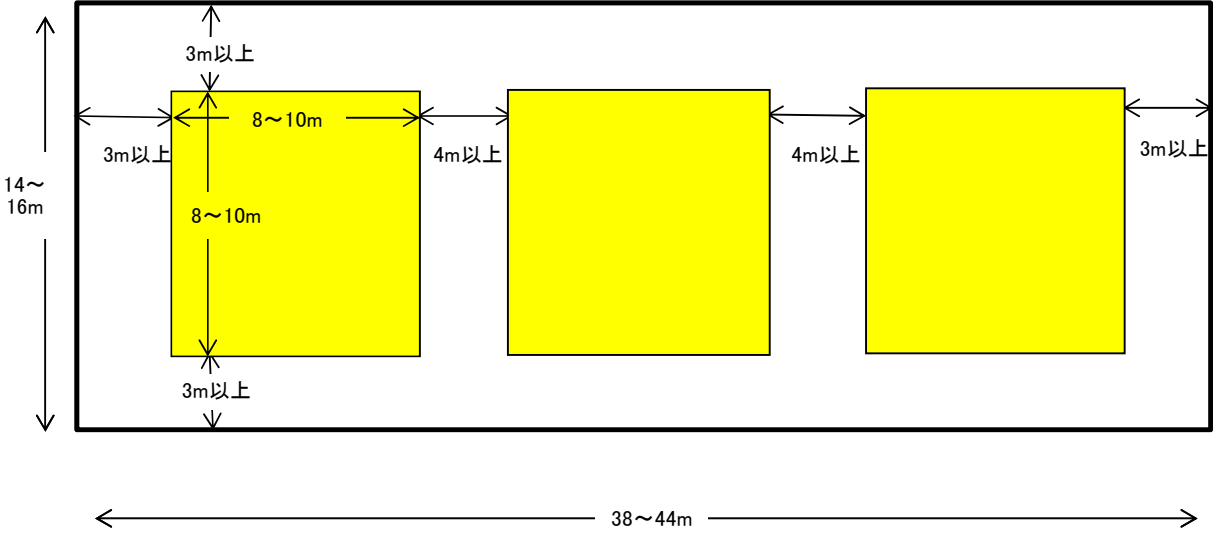


- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。
- 3種目の競技は同じピストで行われる。
- ピストの幅は、1.5mから2mである。
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところに位置した選手には、ピスト後方限界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。

〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

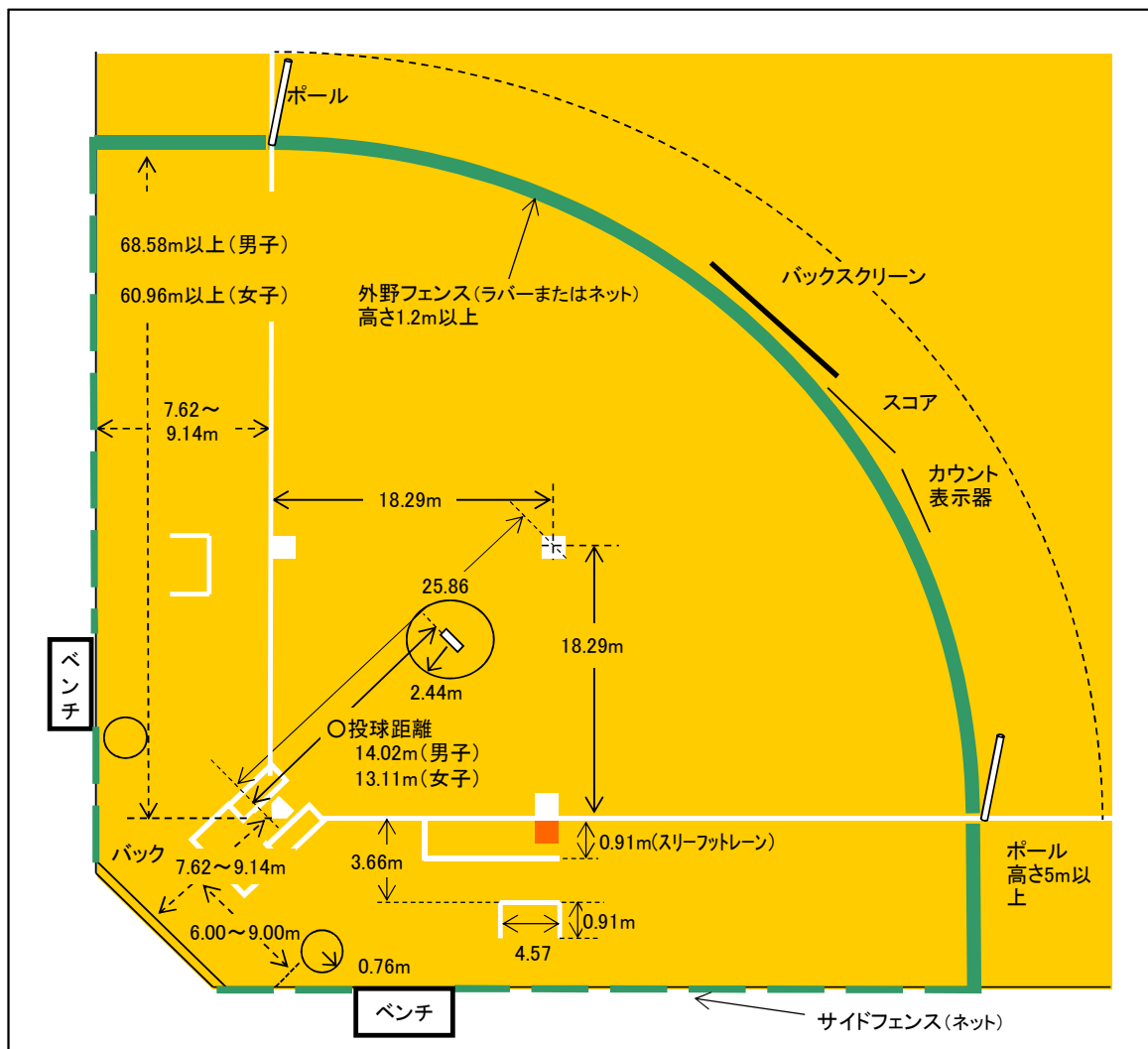
(先催県の事例)

競技名	柔 道	競技番号	22
基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く弾力がない場合はかさあげをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の競技場は、次のとおり。  14~16m 3m以上 8~10m 3m以上 8~10m 3m以上 4m以上 4m以上 3m以上 38~44m			
○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。 〔「(国際柔道連盟試合審判規定)から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ソフトボール		競技番号	23
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。	

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



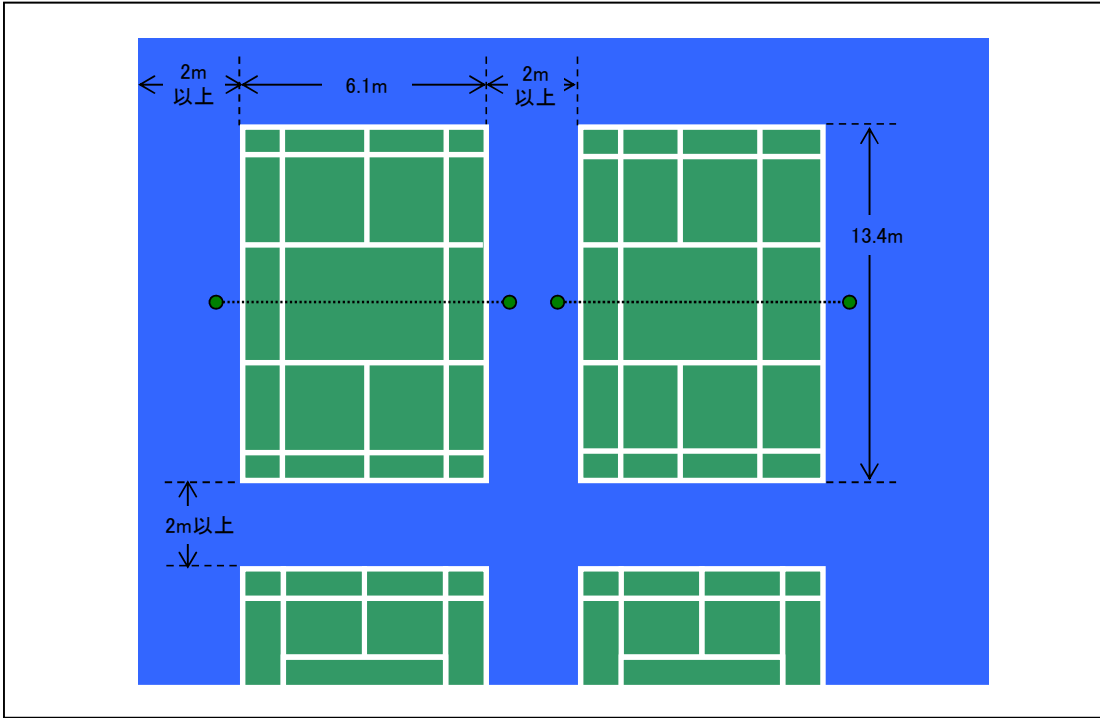
- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 国際規格変更により(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。

(先催県の事例)

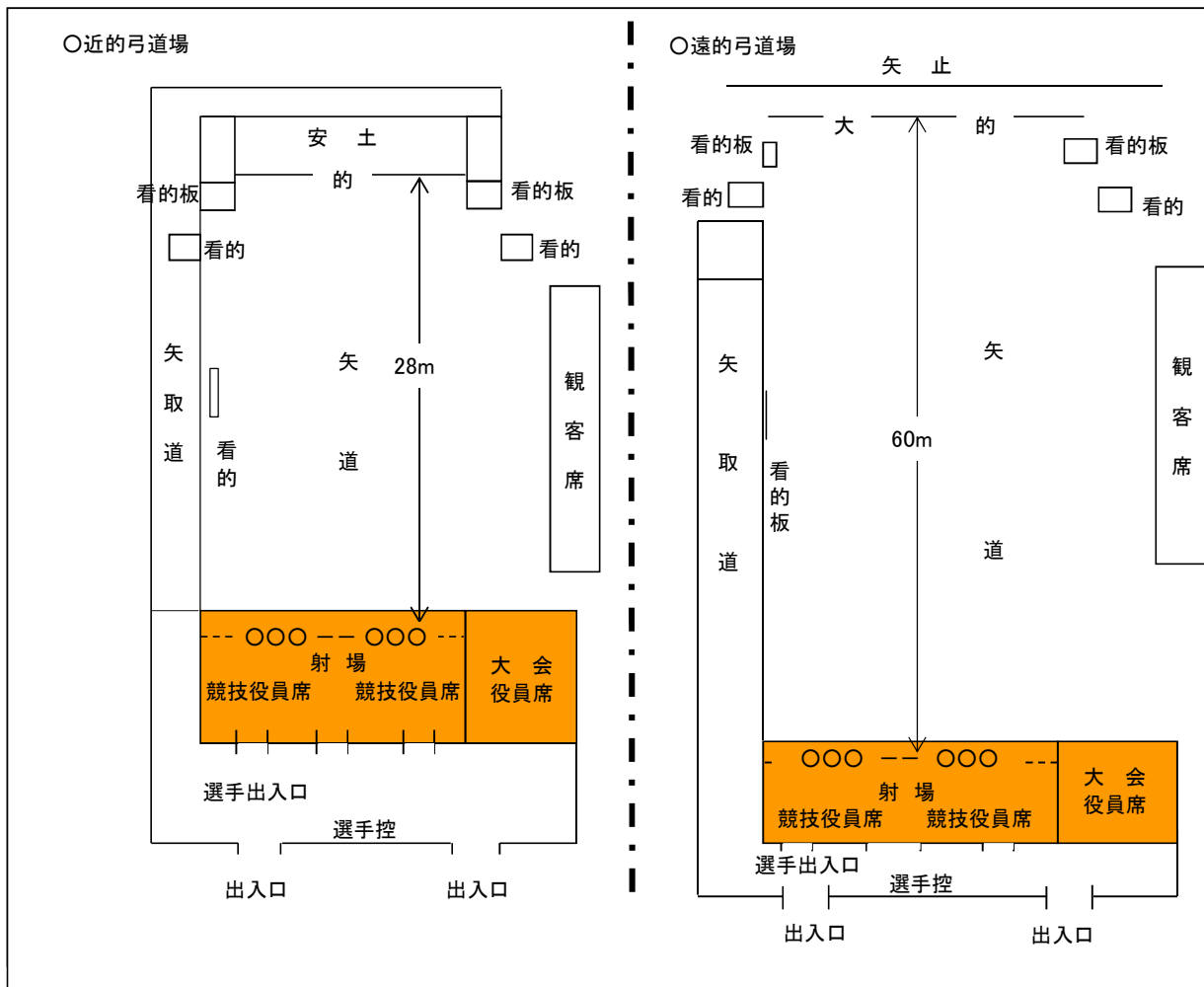
競技名	バドミントン	競技番号	24
基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
基準の主な内容			
規定のコートは、次のとおり。  ○大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。 ○天井の高さは、コート面より12m以上とする。 ○競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。1会場に2面以上のコートを設ける場合でも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。 ※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。 ○会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。 ※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。 ○照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。 ○プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。 〔(公財)日本バドミントン協会「競技規則」及び「大会運営規程」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	弓道	競技番号	25
-----	----	------	----

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の弓道場は、次のとおり。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 矢取道は、屋根があることが望ましい。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】

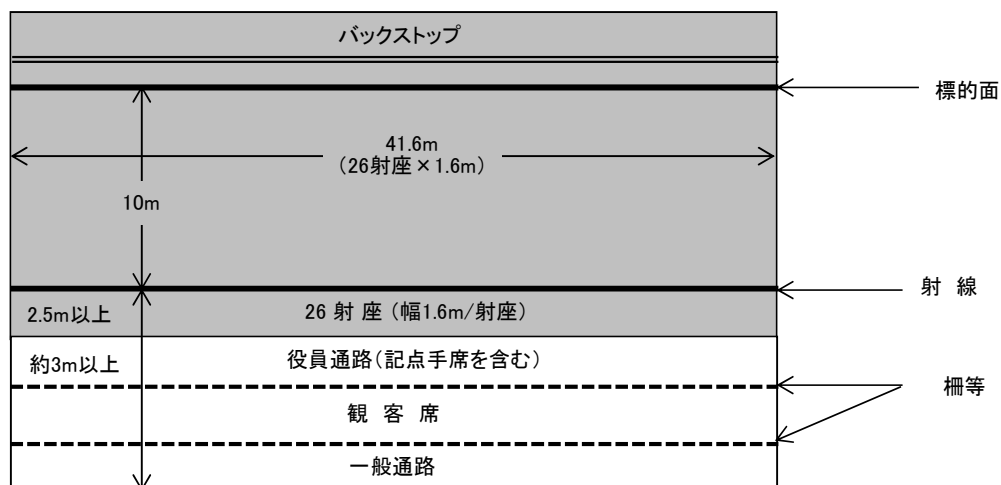
(先催県の事例)

競技名	ライフル射撃(その1)	競技番号	26
基準	規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールボア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。

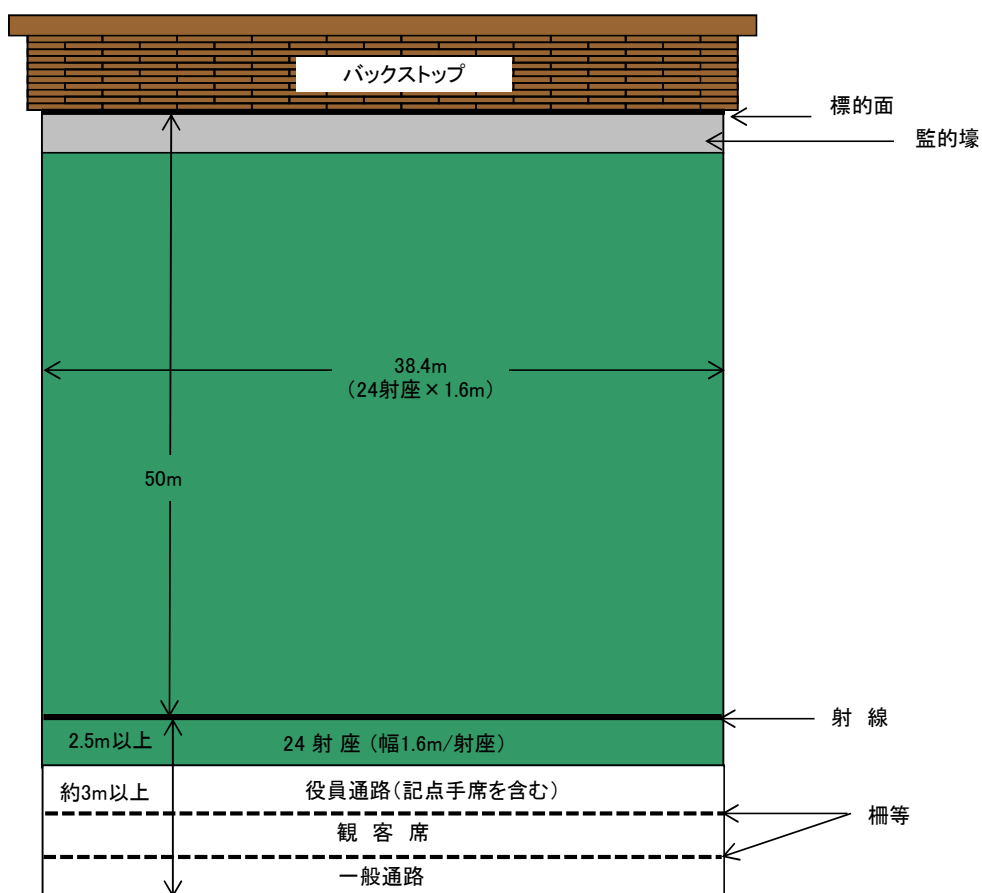
基準の主な内容

規定のライフル射撃場は、次のとおり。

(1) エア・ライフル射場(10m)



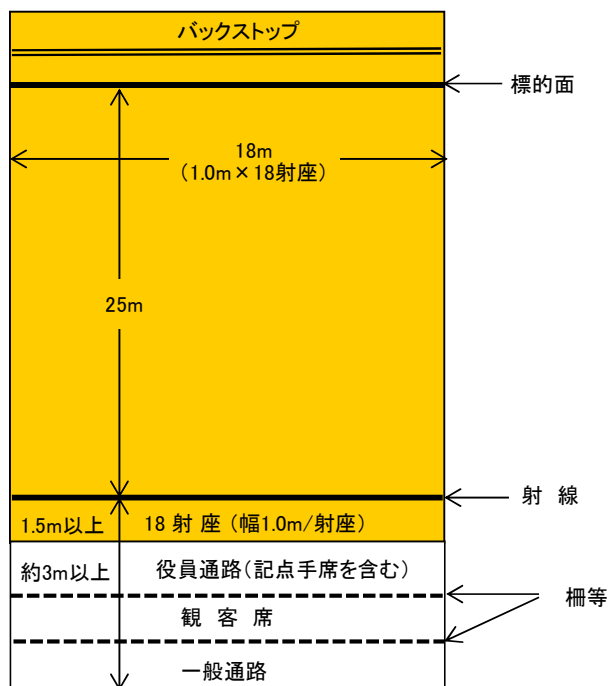
(2) スモールボア・ライフル射場(50m)



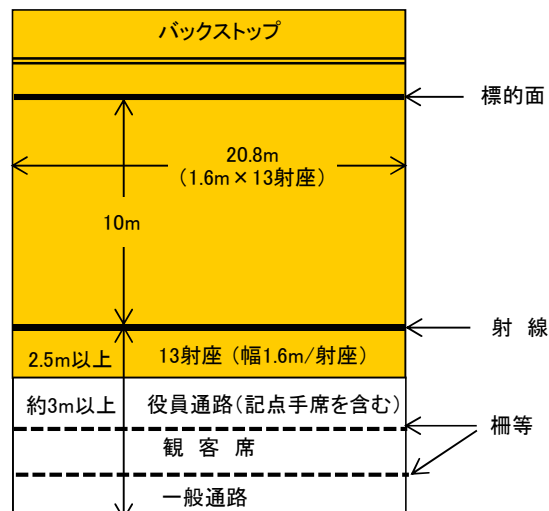
競技名	ライフル射撃(その2)	競技番号	26
-----	-------------	------	----

基準の主な内容

(3) ピストル射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



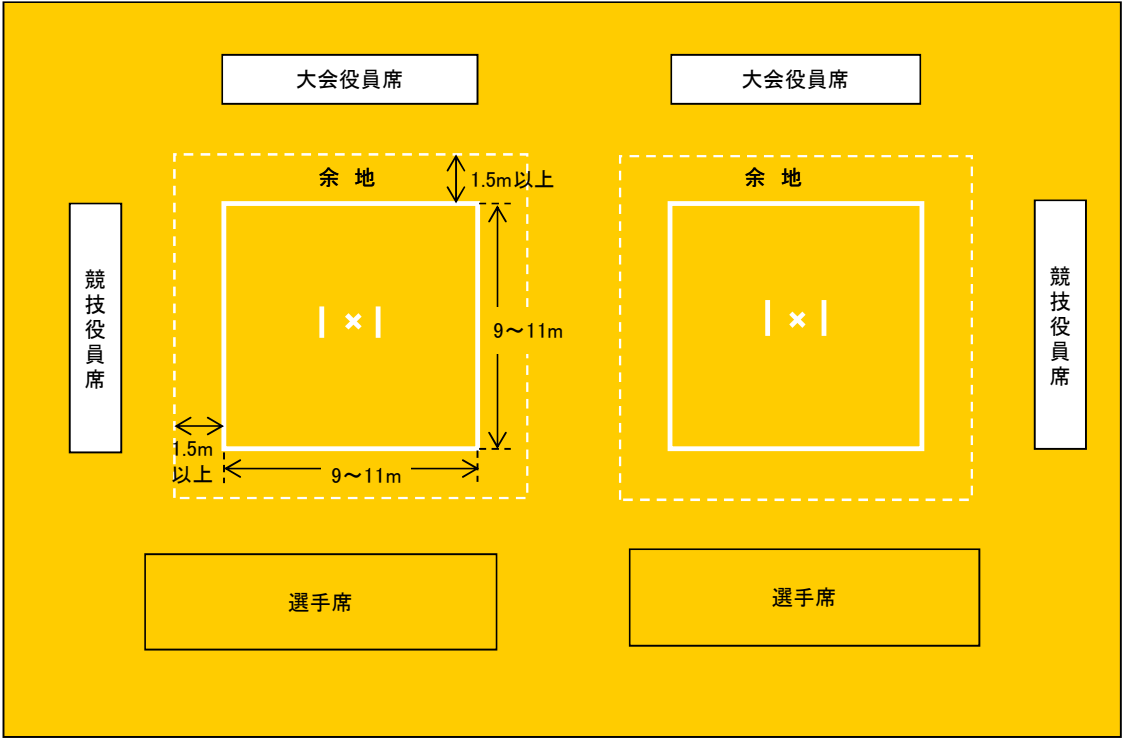
- 10m射場は、屋内でなければならない。
- ビーム・ライフル射撃は、屋内でなければならない。
- 各射場の射座の広さは、以下の基準とする。
 - ・ピストル射場以外・・・ 1.6m(幅)×2.5m(奥行)以上
 - ・ピストル射場・・・ 1.0m(幅)×1.5m(奥行)以上
- スモールボア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- 各射座の後方は、原則として、以下に準じた設備が完備されているものとする。
 - ・記点手席を含む役員通路・・・約3m以上
 - ・観客席(階段式が望ましい)・・・約4m以上
 - ・一般通路(最上段が望ましい)・・・約3m以上
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。
- 観客席は少なくとも射撃線の後方5m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員の活動する空間とは区別されなければならない。
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400～1000ルクス)。
- 射場全体の照度は300ルクス(500ルクス推奨)

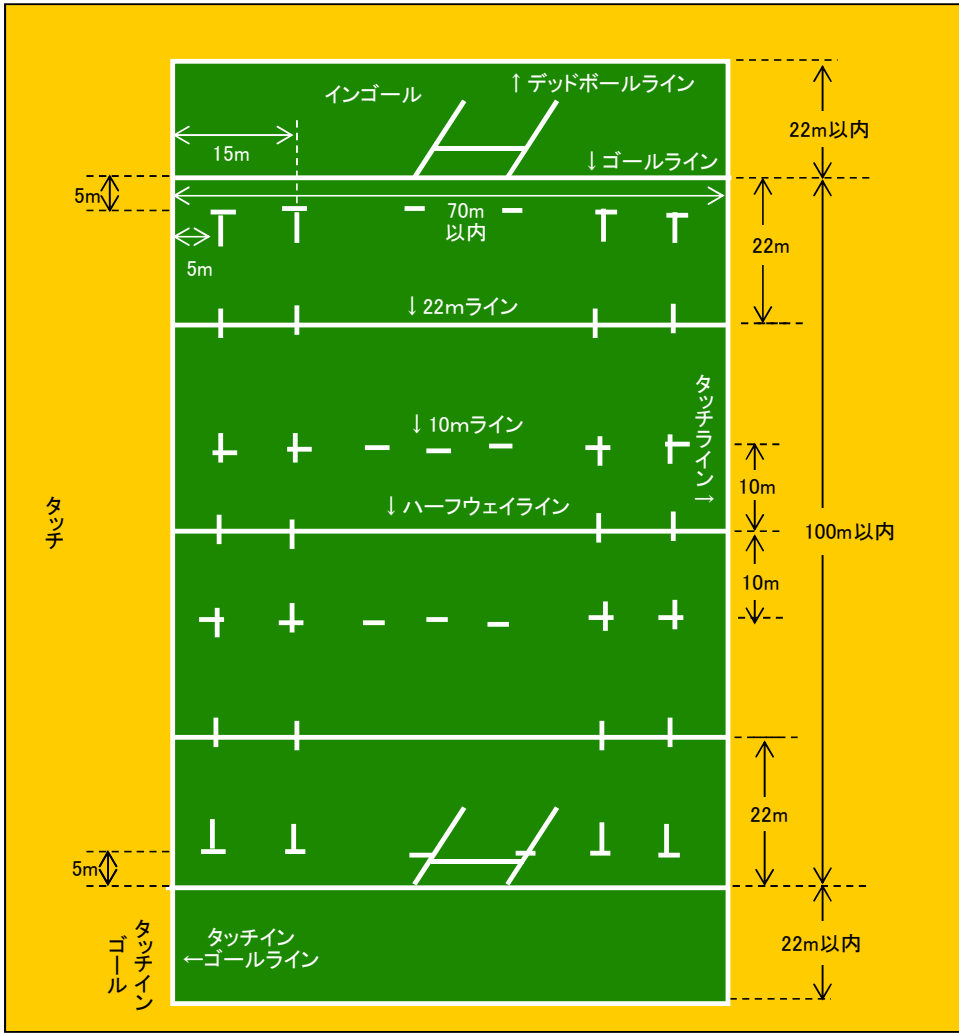
〔(公社)日本ライフル射撃協会「ライフル射撃場の公認に関する規程」及び「ゼネラル テクニカル ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ※電子標的機を設置
 ピストル18射座⇒ピストル17射座(山口県)、ピストル15射座(長崎県)

競技名	剣道	競技番号	27
基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○試合場の床は、板張を原則とする。 ○試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。 ○試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。 〔(一財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」及び「剣道試合審判細則規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○表面は草でおおわれているものが望ましいが、土、砂、雪、または人工芝でもよい。 ○人工芝の場合には、IRB競技に関する規定第22条に適合したものに限る。 ○フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを超えない。 ○両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。 ○ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とる。 〔WR「競技規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
○コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	山 岳(その1)	競技番号	29
-----	----------	------	----

基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-------------------------------	----	---

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。

1 リード競技

(1)ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは、12m以上を必要とする。
- ② ウォールの幅は、3m以上とする。
- ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
- ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
- ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
- ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
- ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは以下の仕様による。

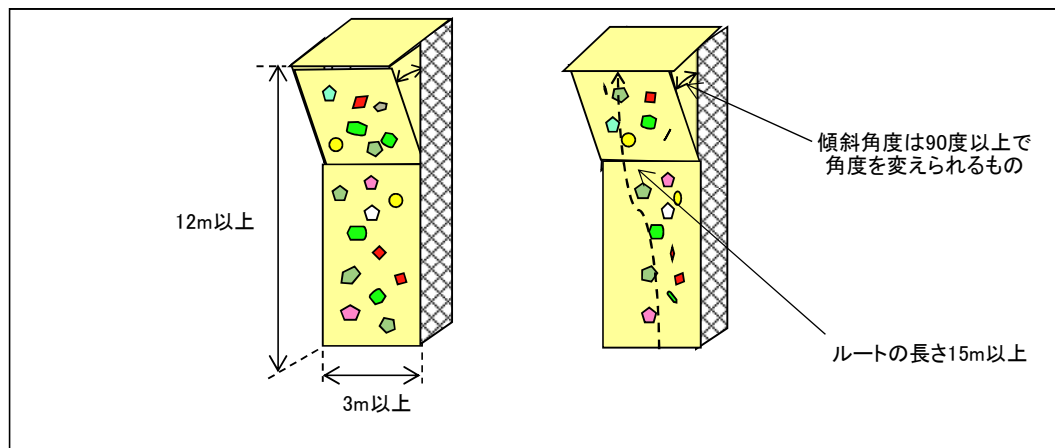
- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。

(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップを用意しなければならない。

(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。

(6)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



競技名	山	岳(その2)	競技番号	29
-----	---	--------	------	----

基 準 の 主 な 内 容

2 ボルダリング競技

(1)ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
- ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
- ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
- ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
- ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
- ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
- ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
- ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
- ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
- ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
- ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3メートル、幅5メートル以上)を2面以上設けなければならない。

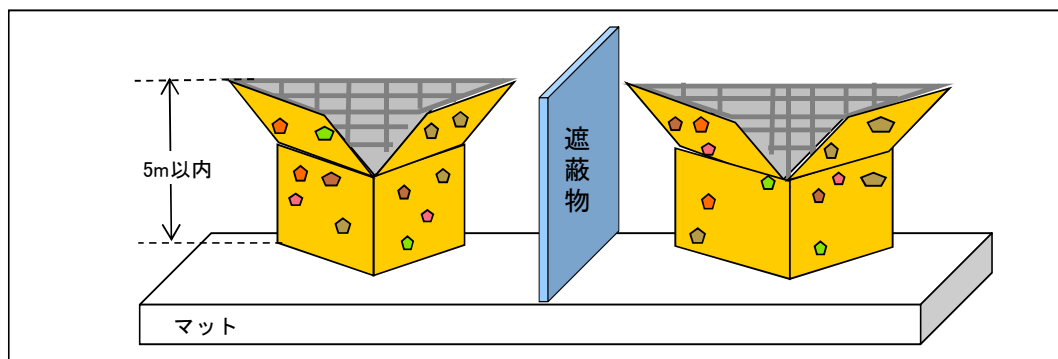
(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。

(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。

(6)競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。

(7)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	カヌー（その2）	競技番号	30
-----	----------	------	----

基準の主な内容

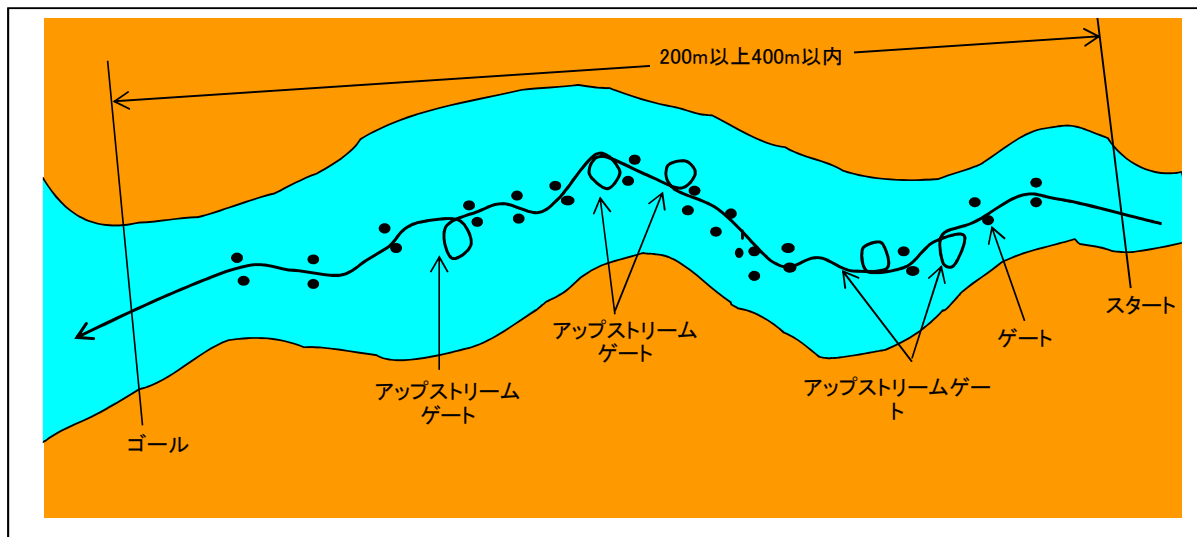
(2)カヌースラローム

○コースは200m以上400m以内で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。

○ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。

○水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。

○発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。



(3)カヌーワイルドウォーター

○コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500mを基準とする。

○発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。

○水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。

○スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。

(配慮すべき事項)

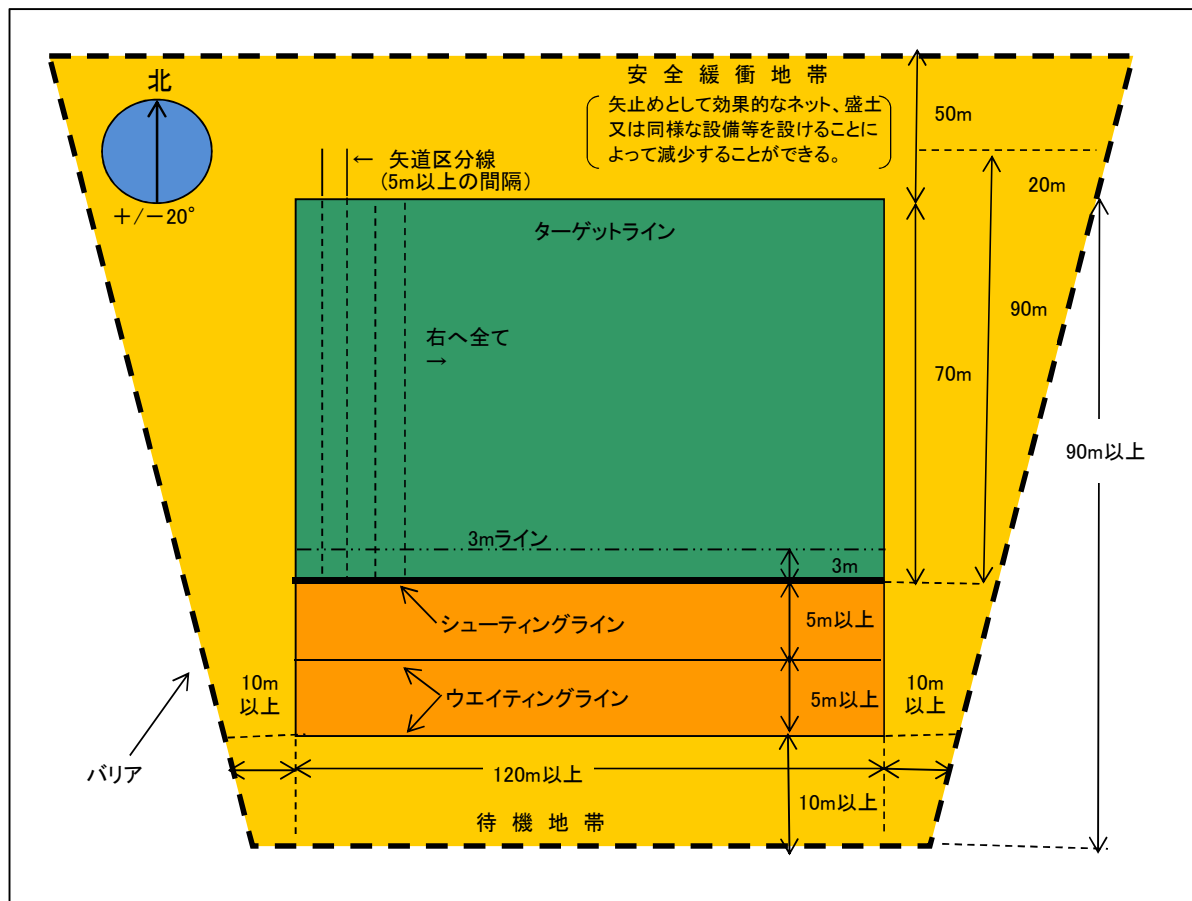
(先催県の事例)

競技名	アーチェリー	競技番号	31
-----	--------	------	----

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、概ね次のとおり。



○ウエイティングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要なときにはダブルウエイティングライン等を設置することができる。

○観客の安全のため、競技場の周囲に適当なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。

○バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。

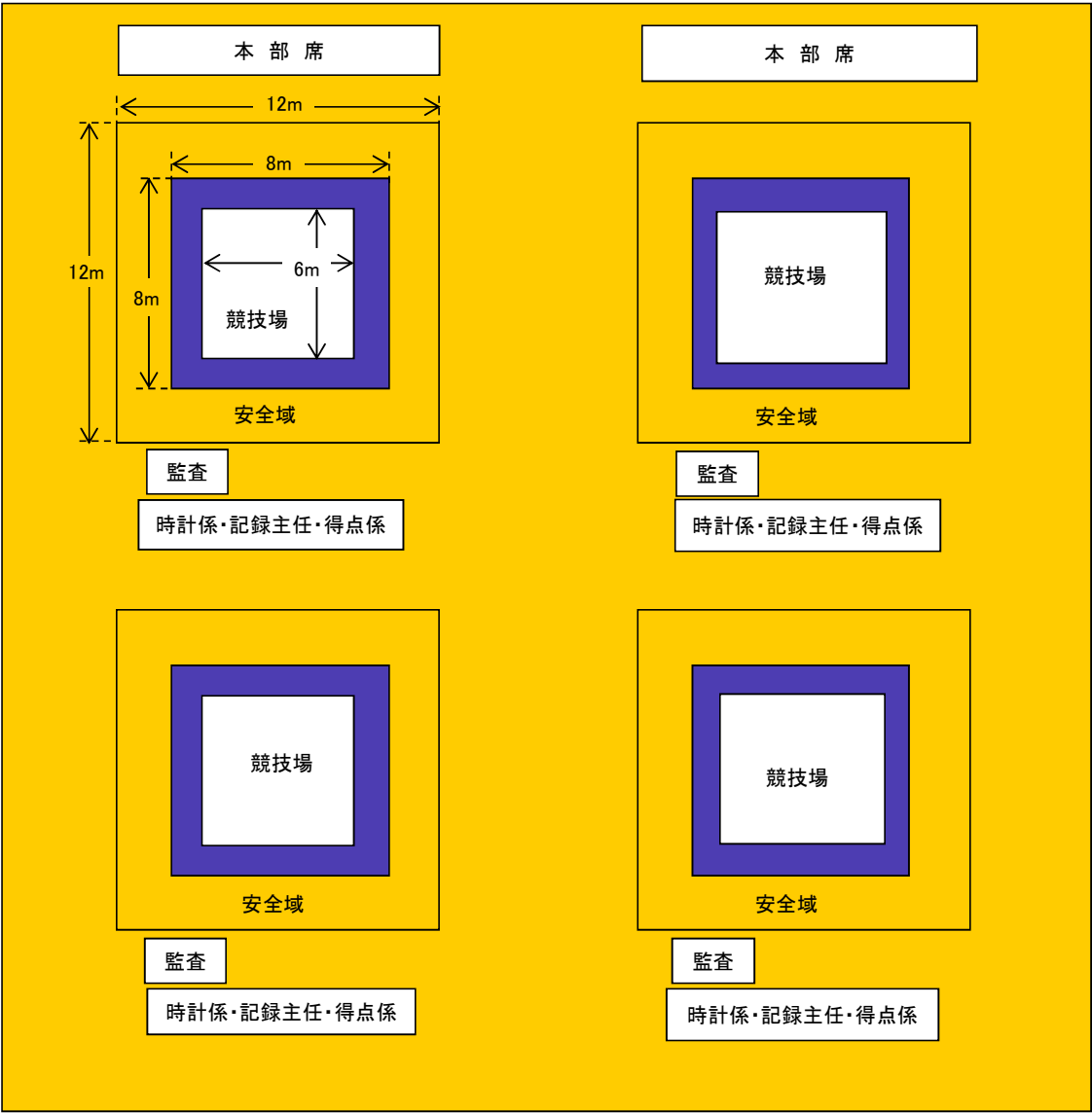
○標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。
この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。

(先催県の事例)

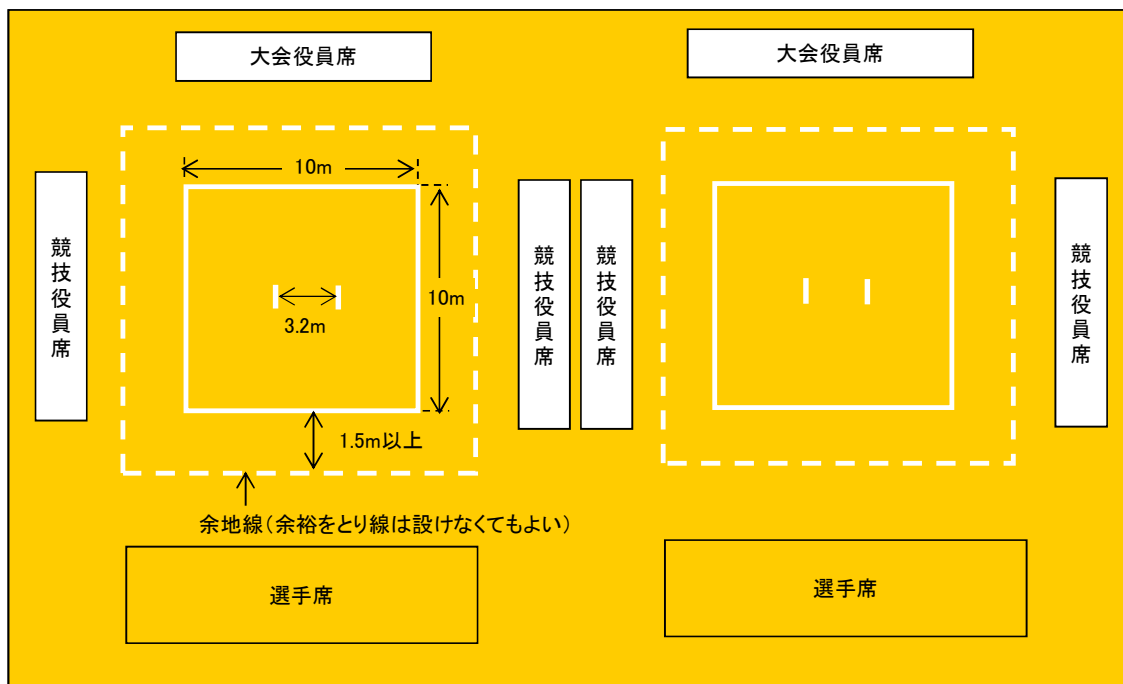
競技名	空 手 道	競技番号	32
基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。 ○競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。 ○使用するマットは、全空連承認のものであること。 〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	銃 剣 道	競技番号	33
-----	-------	------	----

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



○試合場の床は板張りを原則とする。

○試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。

○試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。

○試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。

〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」及び「銃剣道試合・審判細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

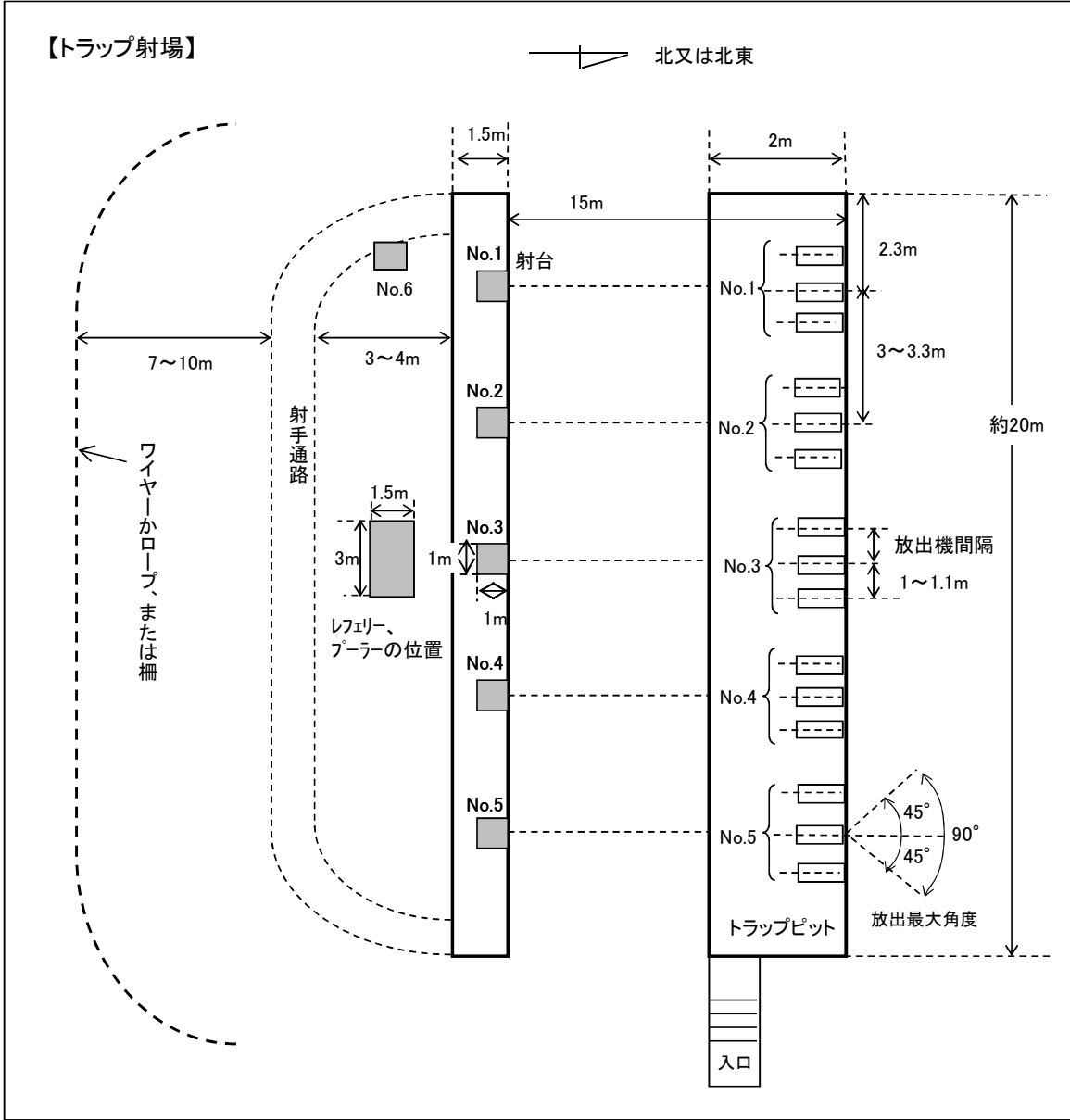
(先催県の事例)

規定の競技場2面⇒1面(新潟県、千葉県、山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

基準	規定の射場トラップ1面、スキート1面	摘要	
----	--------------------	----	--

基準の主な内容

規定の射場は、次のとおり。



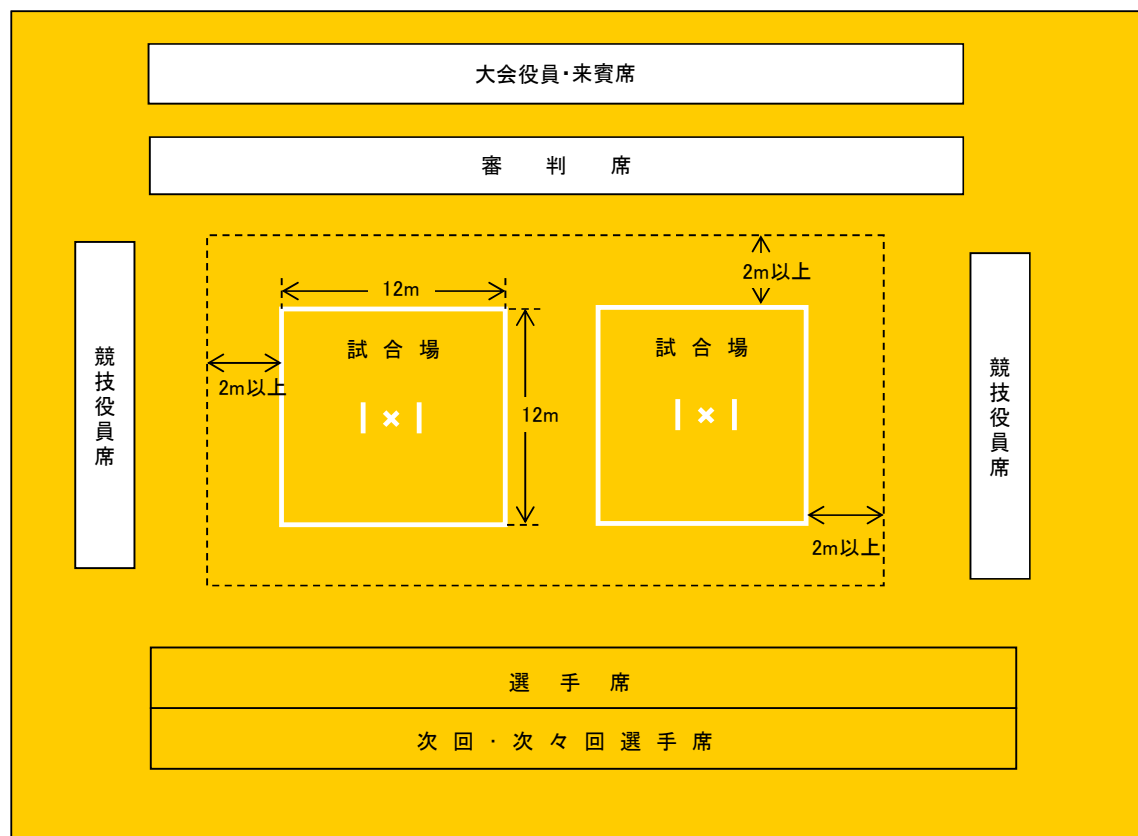
- トラップピットの内部寸法は、端から端までが約20m、前後幅が2m、そして床面から屋根下面までが2mから2.1mとしなければならない。
- トラップピットの前縁から15m後方の距離にある直線上に5つの射台が設置されなければならない。
- 射台の線の3mないし、4m後方には、射手が5番射台から6番の位置に移動するための通路を設けなければならない。
- 通路の後ろ7mから10mのところにワイヤー、ロープ、或いは他の適当な柵を設置しなければならない。
- 射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光、及び雨に対して適当な保護がなされていなければならない。

競技名	なぎなた	競技番号	35
-----	------	------	----

基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



○試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。

○試合場の外側に2m以上の余地を有する。

○各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。

〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定-」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ボウリング	競技番号	36
基準	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1会場で、40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。	摘要	2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。
基準の主な内容			
○(公財)全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ゴ ル フ		競技番号	37
基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール (3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。	
基 準 の 主 な 内 容				
(配慮すべき事項) ○練習場があること。(打撃練習場については、距離250ヤード以上、20打席以上が望ましい。) 〔(公財)日本ゴルフ協会「国民体育大会ゴルフ競技開催ゴルフ場の選定についての留意事項」から抜粋〕				
(先催県の事例)				

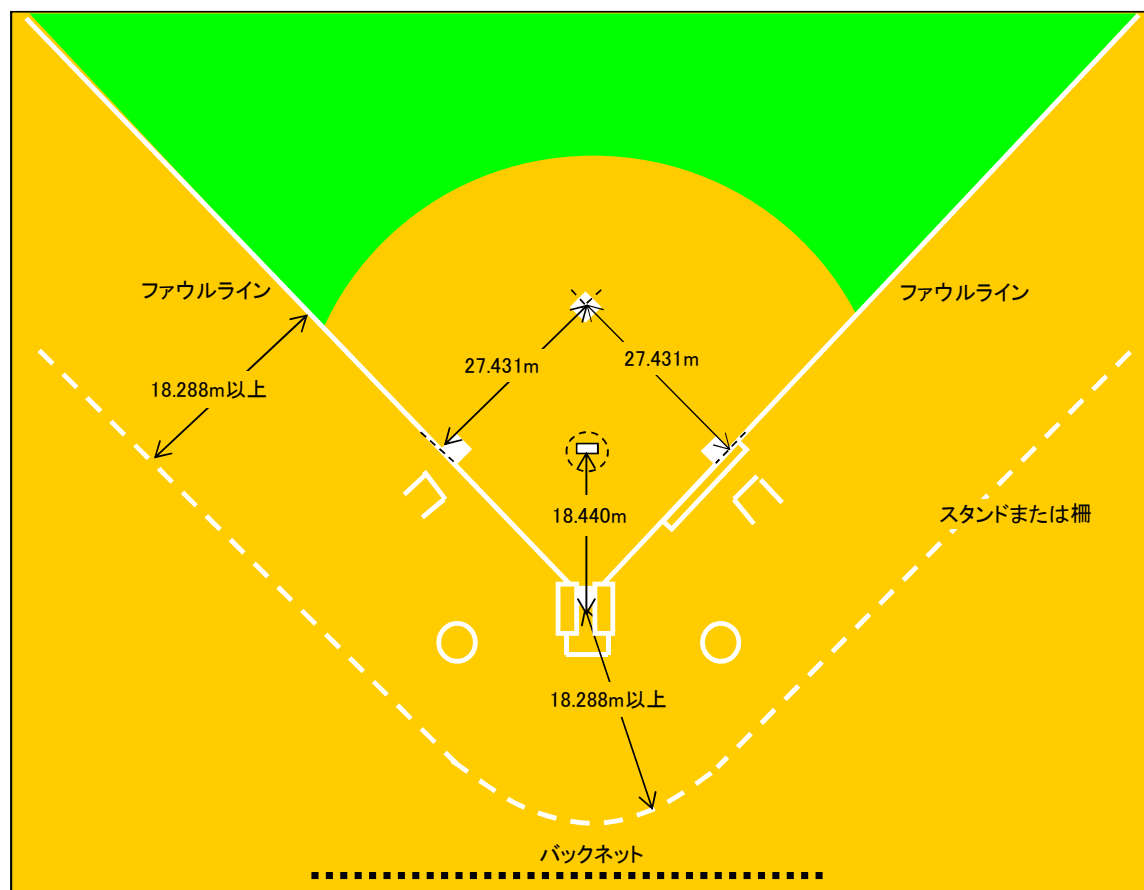
競技名	ト ラ イ ア ス ロ ン		競技番号	38
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス (スイム0.75km、バイク20km、ラン5km) でも可能とする。	
基 準 の 主 な 内 容				
○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。				
(配慮すべき事項)				
(先催県の事例)				

競技名	高等学校野球（硬式、軟式）	競技番号	39
-----	---------------	------	----

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------	----	---------------

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

（配慮すべき事項）

- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

（先催県の事例）

規定の野球場2面で開催（新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県）

第80回国民体育大会青森県準備委員会常任委員会名簿

委員長 1名、副委員長 7名、常任委員 53名、計 61名

(敬称略)

NO	役職	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	委員長	県	青森県知事	三 村 申 吾
2	副委員長	県議会	青森県議会議長	熊 谷 雄 一
3		県	青森県副知事	青 山 祐 治
4			青森県副知事	佐々木 郁 夫
5			青森県教育委員会委員長	豊 川 好 司
6		県体協	公益財団法人青森県体育協会会長	蝦 名 武
7		市町村	青森県市長会会長	小野寺 晃彦
8			青森県町村会会長	吉 田 豊
9	常任委員	県議会	青森県議会副議長	山 谷 清 文
10			青森県議会総務企画危機管理委員会委員長	小 松 山 吉 紀
11			青森県議会環境厚生委員会委員長	櫛 引 ユ キ 子
12			青森県議会農林水産委員会委員長	岡 元 行 人
13			青森県議会商工労働観光エネルギー委員会委員長	高 橋 修 一
14			青森県議会文教公安委員会委員長	蛭 沢 正 勝
15			青森県議会建設委員会委員長	沼 尾 啓 一
16			青森県スポーツ推進議員連盟会長	清 水 悦 郎
17		県	青森県病院事業管理者	吉 田 茂 昭
18			青森県教育委員会教育長	中 村 充
19			青森県警察本部長	大 塚 泰 博
20			青森県総務部長	田 中 良 斉
21			青森県企画政策部長	原 田 啓 一
22			青森県環境生活部長	鈴木 日 登 美
23			青森県健康福祉部長	菊 地 公 英
24			青森県商工労働部長	葛 西 崇
25			青森県農林水産部長	油 川 潤 一
26			青森県県土整備部長	浅 利 次 郎
27			青森県危機管理局長	工 藤 純 一
28			青森県観光国際戦略局長	秋 田 佳 紀
29			青森県エネルギー総合対策局長	大 澤 隆 夫
30		県体協	公益財団法人青森県体育協会副会長	春 藤 英 徳
31			公益財団法人青森県体育協会副会長	長 崎 昭 義
32			公益財団法人青森県体育協会副会長	奥 静 子
33			公益財団法人青森県体育協会副会長	岡 村 良 久
34			公益財団法人青森県体育協会副会長	神 山 久 志
35			公益財団法人青森県体育協会副会長	江 渡 光 夫
36			公益財団法人青森県体育協会副会長	大 沢 陽 子
37			公益財団法人青森県体育協会副会長	澤 内 和 興
38		スポーツ	青森県スポーツ推進審議会会長	柳 谷 透
39			青森県スポーツ推進委員協議会会長	蝦 名 文 昭
40			特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長	相 馬 鋳 一
41			特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長	高 杉 勝 彦
42		市町村議会	青森県市議会議長会会長	下 山 文 雄
43			青森県町村議会議長会会長	澤 口 勝
44		市町村	青森県市町村教育委員会連絡協議会会長	成 田 一 二 三
45		学校	青森県中学校体育連盟会長	木 村 聖 一 ※
46			青森県高等学校体育連盟会長	花 田 慎
47			青森県小学校長会会長	須 藤 清 明 ※
48			青森県中学校長会会長	小 林 弘 和 ※
49			青森県高等学校長協会会長	成 田 昌 造
50			青森県私立中学高等学校長協会会長	千 葉 満
51		産業・経済	青森県商工会議所連合会会長	若 井 敬 一 郎
52			青森県商工会連合会会長	竹 林 秋 雄
53			青森県中小企業団体中央会会長	蝦 名 文 昭
54			一般社団法人青森県経営者協会会長	沼 田 廣
55			青森県経済同友会代表幹事	杉 本 康 雄
56			公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長	棟 方 清 崇
57		通信・輸送	公益社団法人青森県バス協会会長	工 藤 清
58		宿泊・観光	公益社団法人青森県観光連盟理事長	大 黒 裕 明
59		医療・福祉	公益社団法人青森県医師会会長	齊 藤 勝
60			社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	前 田 保
61		社会団体等	青森県地域婦人団体連合会会長	向 井 麗 子

※は平成29年4月19日現在後任者が未決定のため、平成28年8月31日現在のままとしております。